

昭和28年5月30日第三種郵便物認可 昭和36年3月5日発行（毎月1回5日発行）第9巻 第3号（通巻88号）

婦人少年と



◆第13回婦人週間準備号

—一次の世代の成長に貢献する—

3 1961

婦人少年協会



次の世代の成長に 婦人の深い英知を！

家庭で・勤労の場所で・地域社会で・学校や施設で

第13回

婦人週間

4月10日・16日
主唱・労働省



婦人と年少者 九巻三号 目次

青少年の人的成長と 蠟山政道

婦人の役割

座談会

次の世代の成長への
婦人の貢献について
伊藤 高 渡 高 伊藤 高
藤 橋 橋 展 子 徹 昇
(司会) 高橋 展子

第十三回婦人週間について 14

私のえがく成人像・青年像 16

岩本コズエ 高見治夫
小松ふじみ 中井タカ
馬渡勲男 渡辺二三子
北山綱政

年少者の心に豊かさを 北沢学雄 20

資料室

第十三回婦人週間のテーマに関連する資料

西ドイツの新年少労働保護法 21

婦人の更生に関する事例調査結果の概要 24

婦人に関する国際ニュース 28

ソ連邦における婦人の雇用 29

婦人界のうごき 30

働く婦人の知っておきたい法律問題⑫ 31

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額 32

婦人週間ポスター 表紙 2

婦人少年局ニュース 表紙 3

表紙……富山妙子 扉・カット……塚谷政義



青少年の人的成長と 婦人の役割

蠟 山 政 道

国民的な重要問題

青少年問題とくにその非行性の問題が、その重要性を認められている。また、そのことは、戦後の世界的傾向であって、独りわが国だけの現象ではない。しかし、わが国には、他の国々に見られない著しい特徴と特殊の重要性がある。それには、いくつかの理由がある。その一つは、敗戦によって戦前において認められていた社会的権威が喪われ、価値体系が崩壊した点である。この点は、西ドイツなどと共通の問題であるが、それでも西ドイツにはドイツ的倫理ともいべき国民倫理が、ナチスの暴虐によって破綻を来した面もあるが、依然として国民生活の根底に存在していたので、わが国の場合に比して大きい程度の差がある。

その二は、急激な諸制度の民主化によって、旧い習慣や伝統や道徳が解体されたことである。上からの、しかも外圧による政治的な非情情的な民主化には、こうした解体现象は避けら

れない。とくに、日本の場合は家族制度・地方制度・教育制度並びに労使制度のような基本的な社会制度が従来著しく非民主的であったので、その制度的変革のもたらした影響は特に激しくかつ大きい。

その三は、経済成長の急激な進展であって、社会階層により、また個人によって、その成長について行けない階層と個人とが多く発生した。国民経済的には、平均九割というような成長率であっても、その陰にはその平均成長率におくれている階層と個人がある。農民層や中小企業層やその他の階層間の格差は大きい。単に所得または生活水準の構造格差だけでなく、その階層に属する家族や個人の精神構造において大きな相違がある。

その四は、すべての個人に共通に影響を与えているものは科学技術の進歩と大衆的文化の普及である。しかし、それへの反応は階層により、また家族や個人によって異なる。すなわちこうした科学技術文化や大衆的文化から受ける

影響と、それへの順応力においては、非常な相違がある。ある者はこれを積極的に利用し、反対にある者はこれに追いついてゆくこともできず、落伍している者もある。こういう文化的環境の変化に対する即応の仕方において大きな個人差があることは、青少年にとってとくに重大な問題である。

その五は、世界的にも国内的にも危機現象が發展しつつあるが、民主政治はその危機を解消し、解決に努力するよりは、その危機を深め拡げてゆく方向に進んでいる。知識人なども、マスコミや組織を通じてそういう役割を演じている。知識人というものの責任を忘れて政治活動や党派運動に専念している人も多い。知識や人文・社会・自然科学の分野に岐れていても、具体的な問題の解決には各分野の総合的協力によって政策や計画プログラムの樹立に貢献すべき筈なのに、日本ではイデオロギー的に、また党派的に、むしろ対立を激化する役割を演じている。

このような、わが国の特殊事情を考慮するとき、青少年問題の発生にも、またその解決にも、わが国の特殊事情があることを認めざるをえない。こういう特殊事情と何処の国の青少年にも共通な事情とを十分に検討してゆく必要がある。つまり、この問題は国民的問題なのである。決して、政府だけの責任でもなく、また政府だけで解決できる問題ではない。とくに、青少年に心情的にも道徳的にも密接な関係をもっている両親と教師、とくに母親としての婦人の問題として極めて重要であると言わなくてはならない。

人間的成長の問題として見る

青少年問題へのアプローチとして、これを政策問題として見ることは一般に行なわれているところである。とくに非行青少年の問題などは、政府が政策的に行政的に取り上げており、また取り上げねばならぬ問題である。現に政府が先年来「青少年対策協議会」などを設けて、各方面の関係者や青年諸団体の代表者等を集めて検討している。その昭和二十七年以来今日までの意見具申および対策要綱を見ると、十五回以上の会合を重ね、十数項にわたる問題を取り上げている（『青少年白書』、一九五九年版、三〇九—一〇頁）。こういう行政施策に対する意見具申と、それに従って行なわれる行政措置も甚だ重要であるが、両親として、あるいは教師としての立場から見ると、そういう行政施策の樹て方とは全く異なる青少年問題の見方が必要では

ないか、と思う。

それはわが子または人の子のいずれにせよ、青少年を個人として、人格として見る立場である。それは、非行とか反社会的行為とか、という行政施策の対象となる面相において捉えるのではない。そうではなくて、一人の青少年が人間として社会人として成長する問題として見るのであって、非行や反社会的行為についても、人間的成長の歪み、逸脱、または挫折として見るのである。あくまで、人間としての成長という本筋の目標を見失うことのないような見方が必要と思われる。従って、それは行政問題や政治問題として取り上げる前に、両親として、教師として、また隣人として、また国民として考える立場である。すなわち、道徳的、教育的、文化的、社会的な立場から見るのである。

しからば、人間的成長の問題として個人人格（パーソナリティ）の成長を見る場合、そのパスナリティ（パーソナリティ）のことをどう見るか、ということとは専門学者の見解に委せるが、それは単にその個人のもっている能力・素質・性格というようなことでなく、その個人の生活環境に対する順応性（順応性）の問題までを含めたものと考えたい。そして、その個人の行為や行動とそれへの要因または源泉となる一切の潜在的な性格をも含めたいと考える。そうしたパスナリティにおいて一貫したもののや変化するものを含めて、成長ということを考えていのである。その際、遺伝的なものとか、慣習的なものとか、また教育的なものとか、それぞれの原因を考えることが含

まれている。こういう問題についての科学的な研究調査も多くあることであるから、それらを常識的に利用できるように知的訓練をする必要があることはいうまでもない。

「習慣は第二の天性」という言葉もあるように、天性はどうであれ、習慣という社会的文化的なものが重大であることは否定できない。青少年の育成に、この習慣という問題を家庭と学校と社会とにおいて、いかに取り扱うか、は極めて重大である。民主主義の基本である「法の支配」とか「議会主義」とかいう政治法律制度が憲法上定められても、平素の日常生活でルールを守る習慣がつかない、また話し合いで争いを解決する習慣がつかない、また話合から、民主憲法は実行されない。民主主義の根柢は、こうした日常の生活行動によって築かれねばならないのであって、その生活行動の習慣は青少年の時代に養われていなければならない。自分で制定した選挙法を、勝つためには破って、も良心に恥じないような政治家が沢山いるが、そういう人々はルールを自分の都合によって守ったり守らなかったりしてはならないという習慣を、青少年の時代に養わなければならない。もちろん、こうしたよい習慣をつけるというように、人間としての生成過程にどう取り上げるか、ということとは、その人間生長という複雑な変化に富んでいる過程と切り離して行なうことはできない。家庭での親の説教や学校での修身教育が役に立たない、という批難があるのはそのためである。しかし、いかにそのパ

座 談 会



次の世代の成長への 婦人の貢献について

第十三回婦人週間のテーマをめぐって

スナリテイ問題が科学的に見て複雑であろうとも、そこに健全な自覚的な人間成長の道は存在しているのである。簡単に言って、人間成長という客観的な現象を青少年自身の人格形成または自己完成という主観的な過程をもってゆく可能性はある。そういう過程に青少年を導く努力を行なうべきものは、まず母親であり、教師であり、社会団体でなくてはならない。

社会的協力による解決へ

人間成長の問題は、究極的には人間個人の自己完成の問題であり、家庭も学校も社会も国家も、そうした完成過程への補助者・協力者に過ぎない。しかし、現在の日本において必要なのは、青少年が自らの人間形成への努力において、多くの障壁と困難とに当面していることの認識である。そして政府始め多くの団体がその障壁と困難の除去について努力して来ていることは事実である。ただ、問題として検討を要するのは、その補助や協力の仕方にあるように思われる。

すなわち、社会的に、経済的に、また制度的に、除去しうる障壁や困難や悪影響について、立法的に行政的に努力する必要もさらに一そう続けられねばならぬ。昭和三十四年度の主なる青少年対策関係の予算が、各省を通じて、二五億八千万円に過ぎない、という現状では、いかにもなさないけれども、政府関係だけの努力では、かりにそれが倍額になっても、問題の解決にはならない。青少年の自己発見と自己受容に至るまでの本筋の人間成長の重要問題には、もっと他の仕方による補導と協力の方法がなくてはならない。

それには、まず消極的には親や教師自身の誤りの是正から始められねばならぬ。そして、積極的には建設的な社会的協力の方法がとられねばならない。よく言われるように、父母の感情のゆがみから、青少年の成長を妨げている場合が多くある。無関心・憎しみ・冷淡・甘やかし・偏愛・心配し過ぎ、また権威主義や世間体いや虚栄心、こととの多いこと、など数え立て

ば、父母の誤りからは正してゆかねばならぬものも多々ある。また、現在の学校の教師によっても、制度上やむをえない点もあるが、才能ある子供とそうでない者、成績のよい子供とそうでない子供、進学する子供とそうでない子供の区別と言ったようなことから、劣等感や競争心というようなものが醸成されていることもある。こうした誤った教育は、現在の人口的压力や競争的社会から来る教育制度のためでもあるが、やはり青少年の人間形成に障壁であることは明らかである。

こういう消極的な障壁や困難を除去することに努めると共に、社会的な協力方式によって銘々の感情の歪みを是正し、正しい知識をもち、そして誤れる社会の諸制度の改革を進めることが望ましい。それは愛と知恵と希望による人間の努力に俟たねばならない。今度の全国婦人会議もそうした協力方式の一つの現れと見られたいであろうか。私はそうありたいと念願するものである。

出席者

評論家 伊藤 昇

東京大学助教授 高橋 徹

ILO 協会 渡辺 華子

(司会)

労働省婦人課長 高橋 展子

◆このテーマの重点について

司会 婦人少年局では毎年四月十日から一週間を婦人週間として、婦人の地位向上のためのキャンペーンウィークにいたしております。今日は、この週間のスローガン——テーマをめぐる問題につきまして、先生方の御意見を伺いまして、問題を掘り下げたいという次第でございます。はじめにテーマについて、お手元の実施要綱(本誌14ページ参照)をごらんいただきながら、簡単に説明いたします。

今回のテーマは「次の世代の成長に貢献する」というのでございます。従来の婦人週間で取扱ってまいりましたテーマは大体、婦人自身の問題ということが大きなカテゴリーだったのでございます。たとえば、婦人が自主性を持つとか、経済力を高めようとか、婦人自身の生きかたの問題を取り上げてまいったのでございます。そういう意味で、従来は抽象的な取り上げ方に傾きやすかったのだと思いますが、今回は思い切って、婦人が具体的な問題に働きかけるという点を取り上げてみたのでございます。

「次の世代」という具体的な一つの社会問題があり、それに対する「婦人の働きかけ」を考えようというのです。次の世代の問題と申しまして、もちろん、児童週間でも青少年運動でもなく、婦人週間なのでございますから、次の世代との

かわり合いにおける婦人のありかたの問題でございます。また、このテーマを決定します前提として、「変動する社会における婦人の役割」というものを基本にしております。つぎに、このテーマを進める上での目標、スローガンの表現について、一応私どもの気持ちを申し上げますと、「世代」という言葉は、青少年・



渡辺氏 伊藤氏 高橋(敬)氏 高橋(展子)氏

児童・幼児というように、いわゆる子供たち、若い人たちを表現しているの、ただ単に、ある団体の次の会長になる人というような、リーダーシップの後継者というふうなものは区別して考えて、年齢的な意味合いで、次の世代を考えております。

この場合、「子供」とか「若い人」という言葉の使い方もありますが、「世代」という言葉で、歴史的な感覚を入れて、意味合いを強めたいと思ったのでございます。

それから、「貢献する」という言葉ですが、これは、婦人が主体性を持って一つの社会的価値をつくってゆくという意味でございます。つぎに「成長」のなかみとして、「社会のよき一員としての人格形成」といっていますが、この場合の人格は、もちろんパーソナリティという意味合いで使っております。

スローガンに「婦人の英知を」としましたのは、婦人の貢献する姿勢を表わしたつもりでございます。つまり、若い世代とのかかわり合いについて、安易な態度でなく、また、ただ教えるなどというのではなく、婦人自身が事実の認識の上に立ち、婦人自身が民主主義のルールを身につけ、さらにまた婦人の生得的、直観的な純粋なものに基いた英知をもって貢献する、そういう姿勢を入れたつもりでございます。子供との問題については、愛情とか理解とかあるいは、し

つけとかいう言葉が安易に使われる。青少年の非行というときすぐ母親の愛情が——という言葉が出ますが、今求められるものは「英知」であるということ、あえて強く出したわけでございます。前置きが長くなりましたが、大体このような気持ちで今年のテーマを出したのでございますが、その中身として、どのようなことを運動の中に盛りこんでいったらよいのか、高橋先生には御専門の社会学の観点から、伊藤先生には教育評論家として、その他いろいろな観点から、また渡辺さんは、御専門の労働問題からと同時、最近、四、五年ヨーロッパに生活されたことから、ヨーロッパでのどのような問題についても話していただくと考えますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。いま私が御説明いたしました中で、何か御質問がございましたらどうぞ。

高橋 たいへんよくわかりましたが、ただ「世代」ということですが、これは青少年・児童・幼児——この全部を含めるということですか。

司会 全部です。年齢階層的に一つの決まったものであると同時に、概念の上では、婦人が次の世代とのつながりにいて、どういうふうにして、その鎖をつなぐにニュアンスとして入っている。つまり概念的な歴史の流れというふうなものを意味している、具体的には大体二十歳以

下の子供というふうな考えておられます。高橋 私たちのいう世代というのは、あなたが言われているとおりだと思います。ただ、幼児というのは、予備軍ではないか。世代連合という年齢集団の中に入る前の、もう一つの世代ではなからうかと思うのです。特に、パーソナリティーの発展段階の中で、多少自意識のできてくる子供と、まだできていない子供とでは扱いが違いますし、特に世代連合の中では、一般の態度なり、関心なりを共通にするということが前提ですから、そういう点からいうと、果たして幼児を入れていいか、少し問題があると思います。

司会 この点については、あとでもう一度うかがいたいと思います。

伊藤 私はこのテーマを聞いたときに頭に浮かんだことが二つありました。一つは、このテーマはやはり中からの必然性から生まれたということです。つまり従来の婦人週間でやって来たことの積み重ねの上に成り立っているということ、を、私なりに考えたわけです。この二、三年のテーマを見ると、昨年は「生活時間の自主的な設計」というので、余暇というものは、そこにあるものではなく、主婦たちがつくり出すことによってあるものだという考え方が出てきた。その前の年あたりは婦人の協同活動、またその前が、日本の家庭を明るくするというテーマでした。家庭を明るくするのに一番

大きな問題は経済の問題と生活の問題、それと人間関係です。こういうふうな毎年やってくれば、当然家庭の中の親と子の関係が中心に論じられることになる。協同活動と生活の向上、婦人の地位の向上ということを中心と考えると、その実際の面で家庭生活が便利になって自由時間ができれば、当然こういう問題にぶつかってくると思います。

もう一つは外からの必然性ですが、今年の元日の新聞を見ましたら、ほとんどの新聞が「若さ」という問題を取り上げている。御題にも「若」という不思議な題が出されましたし、ジャーナリズムが、世代がいま、変わりつつあるということとを非常に鋭く感じているのを感じました。朝日新聞は「三代の姿勢」というのを取り上げましたが、これを読むと、私どもの身近な問題で、祖父母の時代、父母の時代、現在ある自分、子供たちの時代というふうな、日本の明治、大正、昭和という時代の移り変わりがしみじみ考えさせられます。日本の社会に今、いろいろの問題が起きているますが、その背景に必ず世代の移り変わりと、社会や個人の生活の移り変わりというものをしっかりつかむことが、次の世代への希望や期待をもち得る理由になるのではないかと、し

たがって、そのためにしなければならぬことが、現代に生きている人たちにあります。そういうふうな内外の情景を考えると、これはかなり適切なテーマの設定だ

ったと感じたんです。

ただ、このテーマはうっかりすると、家庭に帰れということとすりかえられやしないかということ。それから、青少年の不良化が強く問題にされている時だけに、この目標の「社会のよき一員として」ということをよくつかまないと、妙な方向に行ってしまう危険性がある。だから次の世代の成長ということは、自分の子供のことはいい、もちろん、自分の子供や家庭や、自分の住んでいる地域社会の若い人の問題も含めるが、それだけでなく、さらに、外で働いている婦人たちの職場での次の世代との結びつきというものがでてこない、と、生活中心主義のようなものになってしまう。そのところが大切だと思います。

司会 私どもとしては、「社会のよき一員として」のパーソナリティーの形成ということ、社会的な広がりをおいたつもりでございます。

◇変動する社会の実態について

司会 それでは次に、実施要綱の趣旨の中に「変化の激しい今日の社会」ということをいっておりますが、変動する社会に生きる婦人はどうあったらいいか、また、変動する社会の子供たちはどうあったらいいかというふうに「社会変動」ということが相当問題意識に挙げられています。これは外国などでも、チェン

ているのと共通していますが、今日の社会の、この動きの実態をどこに見たらいいか。一方には、日本の社会は、今はむしろ経済的に安定期にあるという見方もあり、平和的ムードもあって、変動してやしないと言う方もありますが、特に婦人の役割との関わり合いで、日本の社会の動きが、何がどう変っているかということについて、うかがいたいと思います。

伊藤 さっきも申し上げたように、自分の周囲を見回してみても、ずいぶん大きな変化があるし、社会全体をみても何か今、動いている。そういう動いているということ意識するだけでも大変大切な問題ですし、これからこの問題をしかり掘り下げていかなければならないと、こう考えたわけです。

高橋 私の専門ということになります。が、いろいろな側面で変っている。政治の側面、社会の側面、経済の側面、あるいは文化一般の側面で変っています。

*政治的、社会的側面

政治の側面で言えば、日本の社会にマスメディアが次第に進展しつつある。はっきり申しますと、新憲法感覚というものが、次第に実感化されて来つつあるということだと思います。ただ単に概念的な認識だけじゃなくて、実感の中に入ってきている認識というものが、次第に浸透してきているのではないかと思います。しかし同時に、マスメディアというものがもっている危険性もあり

ます。これはたとえば、最近の政治学でしきりに問題にしていますが、マスメクラシーというものが形式的なデモクラシー観念だけに終ってしまつて、実質的な責任とか、民主主義感覚というものが、なおざりにされるという面が指摘されています。日本の場合にはむしろ、前近代的な、あるいは反民主主義社会から民主主義社会に移行した、そのまた変動期にあるのだと思います。つまり私は、天皇制社会から民主主義社会への移行という変動が、依然として現在まだ持続中であるというふうに考えたいのです。

つぎに、社会構造の面に関して申しますと、戦後における産業の発達によつて、あるいは都市化、あるいは工業化というような一連の近代化が行なわれ、それに伴つて、社会構造が非常に変わつてきている。最も変わったのは、やはり家族近隣集団で、このような第一次集団と呼ばれるものが、次第に伝統的機能を失つて、第二次集団が非常に急速に発展していき、その結果、普通民主主義社会を支えている、つまり第一次集団と第二次集団をつなぐ中間的な集団が、その機能を喪失するということ。そういう状態を社会学では、大衆社会状況とよんでいます。おそろく今後とも、第二次集団の持っている位置や役割が、第一次集団を圧倒する方向に進んでいくだろうと思われ、ますが、しかし第一次集団の機能がただ単に失われてゆくというのじゃなくて、

新しい役割と機能を持つてくる時期ではないか、これがこの変動する社会の大きな課題になってくるのじゃないかと思ひます。すでにアメリカやイギリスのようなどころでも、第一次集団の再発見ということが大体一九五五年頃から強く叫ばれてきております。

* 経済的、文化的側面

三番目に経済的な側面に関して申しますと、豊かな社会の建造という問題があります。この問題は、生産力が非常に向上すると当然それに伴つて生活時間構造も変わってくる、そこに余暇の問題も出てくるということです。

第四番目の問題は文化的側面ですが、これは非常に重要な問題じゃないかと思ひます。広く日本人の行動様式が変化しつつあること。特にそれぞれの人の行動を支えていた伝統的価値観が崩壊し、一方では、それを防ぎ止めるための温存が行なわれている。それと、量・質的な価値観が多様な形に入つてきている。そういう意味では、社会学の方では、アノミー（無規制）という言葉を使いますが、急に激にやってくるのではなくて、非常にゆるやかに始つていくアノミーで、これが文化の面で依然として続いているのではないか。ですから、そういうアノミックな状態にある位置をどこに定着させるかという努力を今している。その努力の鼓動が変動ではないか。大ざっぱですが、私はこう思ひます。

* 制度から実践へ

渡辺 漠然とした構想を持ちながら二人のお話を伺つていたんですが、自分の考へていたことが分析的なお話とびたびたと当たっているという感じがした。労働とか社会保障という方面で言つても、戦後、民主主義憲法ができて、その精神をもった労働法ができましたが、日本としては、明治もそうでしたが、大きな変動があったときに、「制度」が先に導入される。今度の場合も、戦争の終結と同時によそから制約させられて、そういう形になつてしまつた。ですから、制度至上主義という考へが、日本には非常に強いと思ひます。労働問題でも社会保障でも、制度をつくる、外国のものを勉強して、それに習つて新しいことを実行する。それは内部的な必要が起つて来て、日本の実情に即したもののの中から労働条件が出てくるのではなくて、制度から変えてゆくという気持ちが強かつた。このこと自体は決して悪いことではないが、制度至上主義というのは非常に危険がある——制度自身が労働条件の改造以上に問題の中心になつて、左翼とか右翼とかいう観念論が先走つて、案外、制度の内容とすべき労働条件の改良とか福祉というものが伸びてこない。こういう危険性があると思ひます。

高橋先生が、いまは民主主義が実感を伴つてきている時期だとおっしゃいましたが、労働問題の面からも同じようなことが言えるので、今まではむしろ、政治的に利用していた労働基準法やその他の労働法の内容が、だんだん咀嚼されてきて、実感から実行に変わつてゆく時代になつてきたと思ひます。今度の選挙の公約をみてつくづく思つたんですが、いつの間にか社会保障をこんなに騒ぐようになったのか、どの党も一様に社会保障制度の拡充ということを規定している。これを公約のまっ先に入れておかなければ、選挙のとき票がとれないというのは、それだけ民衆の中に——法律を知らない人でも、要求する声が出て来たからだと思ひます。そういう意味で、労働組合なども組合主義にもう一度かえるのじゃないか。

それから、いま問題になつてい生活保護の基準を上げるというのも、そういう要求があつて、それだけ人々が社会保障の必要というものを身につけて考へてきた。そして、やつと自分のものになつてきて、いま実施の段階に移つてきた。こういうことも、社会の変動の一つの目つけどころではないかと思ひます。

伊藤 いまの高橋さんと渡辺さんのお話で、問題の核心がはっきりしてきたと思ひます。渡辺さんの「明治の初期においても」というお話は非常に大切なことだと思ひます。今まで見てきたところでは、新しい西欧の胎動を、日本が制度や法律の形でとり入れた場合に、それが日本的にやり返される時期が、必

ず十年ないし十五年で来ています。そのことが、さつき高橋さんの言われた、今は新しいものへ移行する変動期ではなくて、一度飛びついた新しいものを自分のものとして咀嚼する時期で、そのための動揺混乱が続いている。次の世代を考える時に、現代に生きている人間が、はっきりそれをつかむことが大切だと感じています。

もう一つ、去年アメリカへ行って驚いたのは、「アメリカの家庭を強化するにはどうしたらいいか」ということを強く打ち出していることです。PTAでも「一九六〇年代に生きてゆくためのアメリカの家族の役割」ということをスローガンに掲げている。それから街を歩くと「家庭は一緒に固まれ」というようなことを書いた社会事業団体のビラが、至るところに鮮明に貼り出されていて、一つの運動をやっている。これは日本だけの問題ではないんだ、ということなんです。

高橋さんのお話の、社会構造という面から言いますと、家庭の問題は、生産構造とか技術革新、生産革命などの線に沿って起こっているものだということを考えるのに、いい機会だと思えます。

*世代ということ

渡辺 私か明治のことを持ち出したのは、永い間外国に住んでいたで自分の国にいるのちがって、その国を客観的に見ることもできたせいか、ものの見方に世代を含んで考える条件が備わってい

るように思っています。たとえばイギリスの社会保障を見ても、今日のものができ上がるまでに、民間の社会奉仕や社会事業の長い歴史があったのです。それは今の英国の生活の中にもまだ残っている。また、日本人から見れば実にうらやましい英国の社会保障制度でも、あれを完全な社会保障制度だと言う人は一人もいない。社会保障のことで完成したとか確立したとかいえば、笑われます。今の制度は、前から今につながっている民間の社会奉仕とか社会事業、隣人のために何かしたいという気持の延長であって、それを、この程度なら税金で国家的スケールでやっても大丈夫だという一定のわくの中で、政府が肩代りしてやっているにすぎないもので、年金一つにしても、それで一応は暮らせても、それで十分だと思

う人もないし、それに人間の要求も変わっていきますからね。今の制度が決定版で動かないものとは考えていません。つまり世代の流れを見ないでものを考えることはないということが言いたいのです。また、ものを評価する場合でも、例えば、現在イギリスで行なわれている健康保険を取り入れたのは、前の世代の労働党だった。だから、保守党の人が労働党を批判する場合にも、健康保険を取り入れた点と、インドを独立させたことでは労働党を賞讃して惜しまない。これが英国の大部分の人の行き方だと思います。そういうふうに考えますと、日本が明

治時代からしてきたことが、戦争というもので切られてはいますが、明治時代から一所けんめい積み上げてきたものの上に戦後というものがつながつているのですから、ナショナリズムや忠君愛国が民主主義に変わったからといって、それらと一緒にすべてを葬り去ってしまったのでは、そこでちゃん切られてしまうというものがたくさんあります。ですから、次の世代への理解を深めるという場合、過去のナショナリズムだけに促われないで、もう一度、明治時代からの発展史をふり返って、今までやってきたものの中で、取上げるべきものは取り上げて、先に進むことが必要だと思います。

司会 好むと好まざるに関わらず、歴史の変動は続いており、そして、その時期の遺産の上に現在が成り立っているわけですが、日本で今日、社会の変動を問題にする場合は、イギリスなどで代表される、きわめて典型的な進展の歴史における現在というものと違って、何と言っても今回の戦争を契機とした変動――変動というよりむしろ革命かもしれないが、そこにエポックを置くというのが一般的な考えかたのようですが。

なるという、時代を超えた人間的価値というものを相当高く考えないと、この話が始まらないのじゃないかと思えます。

高橋 ばくも賛成です。そういう意味で、日本の民衆の中にあつた習俗とか方向などが、明治時代からのナショナリズムの政策によって国家的メカニズムの中に動員されていったと見ることができ。それをもう一度元の状態に戻してみる。もう一度自分の中に取り戻す。民衆の持っていた英知が、今まで前近代的な価値だとみなされて否定されていたが、そういったものをもう一度、価値の再発掘といえますか、見直してみる。そういう意味で、山代巴さんの「日本の民衆をもう一度発見してみよう」という提唱は意味があると思います。そういう伝統的な価値の再発見ということは、数年前から日本で始まっている。最近流行している底辺物語とか日本残酷物語などもそういうものの一つの現れだと思えます。ですから、非常に大きい変動と言っても、特に文化とか価値とかいうものは、前世代との完全な断絶の中でできるのではなく、プラスにしろマイナスにしろ、近世の生活史の中で生き続けている。それを制度とか、文化的な価値とか言って、大上段にふりかぶって一切を否定してしまつたとしても、民衆はそういう否定に慣れて行けなくて、どこかで復しゅうしようという気持があつた。それがさきほど

言った民衆自身が民主主義を自主的に勝ち取るうとする動きであり、実感してきた流れの中で、よみがえってきているものなのではないかと思っています。

* 変動に対する科学的な長期計画

もう一つ非常に大きなことを忘れていました。私も将来に対して、十年後の日本というものを、果たしてどれくらい見取図といえますか、ビジョンを持っているか。私はここでこのことを多少考えてみなければならぬのではないかと、思うんです。夢物語ではなく……私は所得倍増策には疑問を持っています。私は少なくとも池田さんが戦後の日本の政治家の中で長期化した目標を立てたという

ことは、今までの政治家が現在の時点にきゅうきゅうとしていて、将来への見通しを持たなかったのに比べて、注目すべきことだと思えます。革新政党でさえ今まで長期的ビジョンを持ち得なかった、あるいは持っていない、民衆を説得できなかったのです。そのことから日本人の迷いのようなものがある、公の生活場から退いて、私的な生活にとじこもるという、社会心理学などで『プライバシーゼーション』(privatization)——私的生活への逃避とでも訳しましょうか——と呼んでいる状態だと思えます。それによって新しい意味での家庭中心主義が起った。それが社会的な目を失わせて、生活合理主義だけに止まってしまった。つまり社会や政治の合理主義の方にまで

進んでゆけなくて、合理的主義と云えば家庭のことや身近な楽しみもの合理化ということに閉じこもる。このようにならざるを得なかった原因というのは、未来社会あるいは、民衆が当然民衆の共通した目標として立て得る長期的な見通しが、今まで提出されていなかったからではないだろうか。それでは、長期的目標とは何だろうか。私は、それは科学の世界だと思っています。

非常に陳腐な言葉ですが、十九世紀はイデオロギーの時代、あるいは政治の時代、二十世紀はアナリシス(分析)の時代と言われていますが、私は、日本においては二十世紀の後半になって始めてアナリシスの時代が始まるのではないかと、思います。そういう意味でいまは政治の時代からアナリシス化へ向かっている。大ざっぱですが、そういう時代への過渡期にあるのではないか。次の世代に進んでゆく道というものが、そういうところに志向されるべきではないかという感じがします。

司会 私どもが「社会のよき一員」と申しましたのは、民主主義社会の民主主義的な人格——これはクラシックなシンシップと同時に、変動に対応することのできるパーソナリティーということ、で、この中に私共が描きましたことは、高橋先生が今おっしゃった科学の時代に生きるための対応として考える。そういうつもりだったのです。

高橋 科学というのは、いろいろなファクターを出して来て、それらを全部関連的な場の中で見てゆく。つまり、一つの家庭を取り出してきて、それを合理化しようとしても、他にいくつものファクターがある。近隣集団、仲間集団があつて、そういうものとの関連を失った把握の仕方というものは科学的ではない、合理的ではない。私は、科学の時代というのは、さまざまなファクターが全部関連的な状況の中にあるのを、システムティックに捉えてゆくことだと思う。そういう意味で、問題を提起なさることは、まさしく科学的だと思います。

で、おくられていることではないか。労働面の近代化の過程で、自分の組織だけを見て、まわりを考えないということは危険だと思っています。

渡辺 労働の面でも同じことが言えます。たとえばILOの示すような労働条件を制度として取り入れるのはよいが、そうするまでもなく、日本の労働基準法などの精神をのばしてゆけば、だんだんILOの条約や感覚に近づいてゆく。十年二十年後に考えられることは、職務給や職階制を日本に取り入れるとか、部分的に行なわれている週休制を中小企業にも徹底させるとか、労働時間の短縮や最低賃金などの問題、また社会保障の面でもいろいろ改善すべき点がある。そういうものをだんだんよくしていく段階だと思っています。また労働運動の面でも、組織労働者でさえ、自分の家庭、自分の子供だけがよければ……というような考え方が人がある。こういう日本的利己主義、これが今一番、日本の労働運動の中

それからまた、健康な人々が能力に応じて職階を上がっていくと同時に、能力がなくて一か所に止まっている人には別の方法で将来が保障される。また、身体障害者とか精神薄弱者などのようにハンディキャップのある人に対しては、特別の職業訓練とか保護が与えられて、健康な人と歩調を合わせて進めるように考える。そういうように考えていかないと、大きな労働者の集団だけが先に進んでしまふということになる危険性があるのではないかと思っています。

婦人が家庭を見る場合も、いろいろな関連において見ると同時に、家庭の外も内を見るのと同じ目で見ると。また誰もが同じように伸び得るファクターを大事にすることが大切じゃないでしょうか。

◇現在の日本の子供が置かれてある特殊な問題は何か

司会 社会変動ということにつきまじって細かな分析をうかがって、私どもの出発点が明らかになったように思います。そこでつぎに、現在の日本の子供が置かれてある状態について、具体的な問題をとり上げていただきたいと思っています。私どもが、今度の週間の目標の対象とする青少年を二十歳以下として捉えてみ

まずと、いま二十歳の人は一九四一年生まれで、終戦の時は四、五歳という年齢です。この四一年以降に生まれた人たちが、具体的な次の世代として、現在存在しているわけです。この人たちが具体的に、家庭や学校や職場で、あるいは社会生活の中で、どういうところに置かれて、いるかを捉えていただきたいのですが。

*新教育による影響

伊藤 親や、おとなが「今の若い人たちの考えはわからない」というふうに決めています。この問題が婦人

会議でかなり問題になると思います。その「わからない」というところを、みんなで考えたい。このことがわからないと、次の世代とともに伸びるとか、貢献するとかいうことはできないのではないかと。戦後の新教育で育ってきた人たちの特徴は何か。戦前の教育を受けてきた私たちと彼らとの一番の違いは何かというところ、彼らは集団的な教育を受けているとですね。私たちは、お前だけえらくなればいいというふうに教えられてきました。が、今の若い人たちはグループで伸びて行こうという教育なり訓練なりを受けている。それで、考え方が私たちほどエゴイスティックでないということが、何かおとなから見ると、頼りないような気がして、そこに一つ、理解しにくい問題があるのじゃないか。極端な例を言えば試験勉強するにも三人も四人も一緒にやっている。

もう一つ、社会科の影響で昔の教育を受けた人たちよりも、社会との関連でものを見ようとしている。だから学校だけの教育でなくて、家庭がおかれています。週刊の社会との関連というようなことは一応考えてきている。しかし、戦後急に、非常に力を入れて民主主義ということをや

か秩序というものが頭に入っていない。その点が非常に頼りないように見えるわけです。しかし一方ではたしかによい面も出てくる。その一つは、自己主張というものが一応近代的な感覚で教えられてきた。ですから、おとなの前でも、自分の言いたいことや考えていることは述べます。それを聞いたとき、おとなは、昔はああいうことは人前では言わなかったというように否定的になる。このような、おとなや親からみてわからないことが、わからないまま、手がつけられていないままになっていく。それをよくわかるようにするおとなの努力と、英知——スローガンの言葉がここへ出てきました。——

高橋 ぼくは、戦後の子どもの特色としてさらに二点を加えたいと思います。一つは感覚の解放ということだと思えます。おそろく、ぼくたち戦前派にはできないことだと思えますが、音譜を見てすぐ歌を歌う、また絵を見て直感的に感じ

を言える。こういう点で、理性でおおわ

もう一点——伊藤さんのお話からいうと第四点になるが、それは行動に対する決断力です。私たちの青年時代には小さな自己の世界に閉じこもっていて、それを社会的にテストファイ（試行）してみるとか、行動に表現するということがあまりなかった。だから個人の人格をかけた行動というものがなかった。この点が戦後の大きな変化の特徴として指摘されると思います。

そこで先ほど伊藤さんが言われた集団の問題、社会との関連性、それから今の感覚の解放、そして行動、これらはすべて二面的な価値を持っている。集団主義はわるくすると、個性喪失になるが、一面では共同作業という価値をもっている。社会との関連性の場合、自己主張を持つと同時に、社会に責任を転嫁させるような子供になりかねない。

それから感覚の解放の場合でも、感覚が鋭くなると同時に、むき出しの感覚がそのまま社会生活の中に爆発する。感覚や情緒の噴出現象がある。最後の行動の場合も、思考して行動するのではなく、行動してから思考するという面がある。

このように二面的価値を持っている場合に、おとなはその一面だけをみて、子供を責める。これは、非常にへんな言葉ですが、おとなが子供に対して一種の劣

等感を持っている現われではないでしょうか。つまり、おとなが何か、そういう新しい価値を体得している子供たちに嫉妬されるという感じがある。それだけに、身体に迫ってくる何かがある。だから、「馬鹿野郎」と頭ごなしにやっつけるしかないということになる。その場合、やっぱり頭ごなしにするのではなくて、子供を理解するように努める。そのためにおとなが勉強する。これが、何度繰り返しても古くならない一つの結論として、親の方に返ってくるものではないか。

伊藤 いまのおとなの劣等感のお話は大切なことで、戦後ものわりのいいおとなが多すぎた。ものわりのいいパパやママが多すぎて、それが、先ほどの価値の二面性のマイナスの方になり働いたということも、せひ考えたいと思います。たとえば、行動主義についてですが自分で考えて批判して、正しいと思えば行動に移さない、というのが、戦後の教育的な考え方ですから、子供が自分がいいと思ったらさせなければならぬ。これは、その限りでは正しい教え方ですが、といって、火事が多いから消防の予算を倍にしない、社会が悪い、政治が悪いと言いつくのはどうも……。

◇おとなのとるべき態度について

司会 それではつぎに、おとなの、特に婦人のとるべき態度についてうかがい

ましよう。それが本題なのですが。

＊いかに学ぶか（話し合い・オピニオンリーダー・実践）

高橋 私、考えてみたんです。どうい

うふうにして、お母さんたちは学んでゆけばいいか。現在、社会学の方で、オピニオンリーダーという概念があります。

これは決して知識や教育程度の優れた人があるとは限らない。例えば、家庭では、ファッションについては娘さんがオピニオンリーダーになる。政治に関してはお兄さんが、また、こまごまとしたドメスティックなことに関してはお母さんがオピニオンリーダーになるというふうにいる問題によって成立が可能です。

その場合お母さん自身、ある特定のトピックについてリーダーになろうとする姿勢を持つようにする。そして、自分の環境の中にある矛盾や、オヤと思うようなことを、鋭い感覚で嗅ぎわけていくすばらしい能力をお母さんは持っていると思います。今までそういう習慣がなかったからオピニオンとして表明できなかったのだと思います。

結局、家族の中のオピニオンリーダーというのは、マスコミの社会と第一次集団（家庭）をつなぐリレーポイント（中継点）に当たっている人だと思えます。それをお母さんの場合には、マスコミに限らず、近隣やPTAのことなど、自分の身近な社会の中で、口から耳へと入ってくるもの、体験したことを、お母さん

がリレーポイントになって家庭の中に伝達して、子供たちと討議しあう。このようにすれば、家庭の中でも身近な学習がずいぶんできるんじゃないか。

司会 この数年、話しあいということはずいぶん言われてきましたが、それがいいかげんで、ただ話し合ったということとで満足するという危険がたしかにあったと思います。

伊藤 私の感じている限りでは、話し合いをしましょう、それで終わりです。だから、話し合いというものがいかにむずかしいことかということから出発しなければならぬ。話し合うということはいったい何だろうかということを考えるには、今度のテーマはいいと思います。

司会 オピニオンリーダーというのは日本語で何といったらよいでしょうね。

高橋 オピニオンリーダーは、それぞれ自分の道に関してはエキスパートということです。しかし、たとえばお母さんがモラルのエキスパートでなかったとしても、ほかの問題を取り上げても、その中にモラルがないとは思いません。働いているお母さんたちと話し合いの会を持つて、今日は道徳をテーマにしようと言っても、貧しいお母さんたちの話す問題は経済の問題ばかりです。しつけの問題をテーマにしても経済の問題しか話せない。これは、お母さんたちにとっては、経済について語っているのではなく、経済の中に入りこんでいる道徳、あるいは

道徳と切り離すことのできない経済なのです。だから迂回のようなでも、お母さんが多少とも、その道に関してエキスパートだということを子供に提示できるような面から話し合うことが第一歩だと思います。第一歩を踏み出せば、あとは自己展開してゆきますからね。

渡辺 私は陳腐ですが、話し合いを話し合いに止めない、ということを実行するより仕方がないと思うんです。しかし実行といっても、家庭の中だけじゃなく、一歩家庭の外へ出てみることもだと思います。それも婦人会やPTAなどではあまり実感がないから、そういうことなく、たとえばこんなことがあります。生命保険の勧誘員をして働いている婦人がある。ああいう職業は一種の臨時雇員ですから悪い労働条件で、今日限りで首にすると言われてびくびくしてしまふ。そして、およそ労働と名のつくところならどうにかしてもらえらるだろうと思つて、たまたま私のところへ来る。そこで私は労働基準局に行きなさいという。すると、五十以上にもなつて、自分の家のことしかしないようなおばさんが、組合に話を持って行って、闘いに勝つたという例があります。私は、実行に移すということはそういうことじゃないかと思うのです。そのためには、地域の人などと話しあう時に、何か自分も言えるものを持つことが大切だと思うのです。それから話すとき、具体例を持つこと

も大切だと思います。すぐ何かという政治が悪いと言いますが、子供の学校のことで何でもいいから、一つの具体的なものをつかんで区役所の予算に働きかける。具体例を社会的に自分が得るということは一歩でも社会に出てものを見ることになると思います。その点、イギリスの婦人のやり方は非常に参考になると思います。英国の婦人は、時間的に余裕がある、お金に余裕があるから社会事業をするというのではなくて、あるだけの時間、あるだけの生活費の中から社会奉仕をして社会保障を少しでも助けるという気持ちを持っている。このところが非常に大事だと思います。英国では、生活保護を受けて生活している高齢者でも、毎週いくばくかを社会事業のために出している。丈夫なおばあさんは、隣のよばいのおばあさんが買物に行く時についていってあげる。そうすれば政府が派遣する人の手はあがる。こんな小さいことでも、みんながやりますと、社会全体のトレーニングになります。

＊リーダーシップ・役わり分担・ノルム

伊藤 そのお話で思い出したんですが、今、おとなは一段と高いところにいて、若い世代に要求ばかり出している。そして、自分の行動はないのです。一番大切なことは、おとなや親が自分にできないことやしないことは子供にも要求しないことです。子供にだけ、こういう人になれと言つて、自分になろうとする努力も

しない。もし自分のできないことだったら、上から要求するのではなくて、頼むぞ」というふうにしなさいといけません。思います。

高橋 私どもは、リーダーシップのタイプを三つに分けています。一つは権威主義で子供に要求する。つぎは、レッセフェール(自由放任)というか、全くリーダーシップがないんですね。もう一つは民主主義リーダーシップで、これが最も必要なタイプです。やはり私は、役割を持つということがよいと思います。集団が役割によって機能的に運営されるということです。もう一つは、集団のノルム(規範)というものが要だということ。昔のような家族主義的な家訓とか、家の規範とかいうような伝統主義的なものの復活ではなくて、現在の家族構成員が自分たちでつくり出した規範のようなものがないと、レッセフェールになってしまう。そういう放任主義のお父さん、お母さんほど、子供に期待する。こういう家庭を自由主義的だと思っている人がありますが、全く違うと思います。諸外国でもしつけは非常にきびしい。しかし、かつての日本のしつけのように家訓的ではない。つまり、家の運命を背負わされるようなものではない。ですから家庭の中で年齢に応じた役割が課せられなければならない。もちろん、こういう規範にしても、みんな家庭を超えた外の社会に足場を持っています。特に現在の子

供は集団活動を通じて、社会への関連性を持っていて。だから子供たちは、外の社会のなまなまのものを、すぐ家庭に持つてこようとする。その場合、翻訳者が必要ですが、その役割をするのはお母さんじゃないか。しかし、お母さんもやっぱり単一の集団に所属しているのではなくて、いくつもの価値の違った集団に属している。お母さんが、それらの集団から統一されない価値を持って来た場合には、お父さんがお母さんの翻訳者になる。だから単数の翻訳者じゃなくて、それぞれのトピックに関してのエキスパートが必要になる。ある時は、お母さんの翻訳者に子供がなり、またお父さんの翻訳者にお母さんがなるというような形で同時に機能的な統一を持つことになるのではないかと思います。

渡辺 日本の場合、お母さんが翻訳するということに、分析してみると、中道的なものを女に求めるという傾向がある。お母さんというのは、とかくみんなに押されて、どうでもいいところに自分がいるから、お座なりの価値になってしまふ。たとえば家で子供とお父さんが議論している。それがあんまりものすごいので、隣り近所の迷惑になる。そういうとき、お母さんとしては、静かにして貰った方が早い。そういう危険性があります。

そういう意味で、日本の家庭にも、西洋の新しい家族主義とか、ノルムを取り

入れるとよいと思います。家族の一人一人がノルムを持つ。キリスト教ではみんながノルムを持つていて。お父さん、お母さん、子供、それぞれ理解の仕方は違いますが、各人がキリスト教的な立場で物を見、考える。お母さんと子供の意見が違ったときには、お母さんは子供に、自分(母親)に対してはわだかまりを残しても、神様に対してはあなたが恥ずくことがなければそれでよい、と言う。そういうノルムがあったら、機能の分担を、そうはつきりしないでもうまくゆくだろうと思います。

日本の社会では、——そこが西欧の社会と違うところですが——おとなの世代になると、道徳価値というものがはなはだ薄れてしまします。キリスト教社会ですと、他人に迷惑をかけるような生活をしてはいけないことは、お父さんもお母さんも認めて実行している。おとなだから、そういうことをしてもいいということにはならない。

イギリスでもイタリアでも、青少年のリーダーとして成功している人は、ほんとは自分の生活がきれいだと思ひます。聖人君子というのではなくて、子供たちとロックンロールをしたり、婦人たちにも人気があったりするが、ちゃんと規範を持っている。子供にだけ要求するのではなく、おとな自身きれいな生活をしていくから、子供もついていくわけです。

司会 西欧諸国では、何といってもク

リスチャニティというものが根強いので、共通のノルムが容易に守られるわけですね。宗教ですから、日本の社会にも直ちに同じものが育つというわけにはいきませんが、その代りにシチズンシップを持つてきて、そこに共通のノルムを求めることはできると思うのですが。

伊藤 市民性という言葉がなまだという批判もあるが、そういう考え方が日本の生活の中に浸透してこない。――

渡辺 ノルムがなくて、分担だけがあると危険性が多いですね。やはり価値判断の規範、自分を超越した一つのものがあって、その上に家庭内の分担が始められればうまくゆくと思います。

伊藤 家庭のノルムということについて付け加えたいことは、日本の場合、家庭で若い人を扱うのに、ほかの世界より、ずっと甘やかが多いということですね。年齢に応じて子供に責任を持たせるということが、非常にルーズです。アメリカで子供のしつけのことを聞いたんですが、日本と一番違うのは、高等学校を出るまでは親の責任だ。しかし、それ以上の子供は自分がシチズンとして責任をとるべきで、働くなり、アルバイトをして大学へ行くなり自由だが、社会人としての責任をとりなさいというのが、アメリカの親たちの考え方のようです。それにしても何になってもいいという期待はもっているでしようと言うと、それはおかしい質問だ、それは子供が成長し

て、自分で決めることだということです。その代り高等学校を出るまでに、自分で将来を決める材料を与えておく、それまではしつけをきびしくしなければならぬというのです。

渡辺 学校教育の考え方が日本では西欧と根本的に違うから、家庭のしつけという問題が出てくるのではないか。日本では、学校はものを習って行くところだと思っている。向うではものを習う習い方を習って行くところ、つまり、将来社会に出て、また職場で起こる問題に、どういう責任をとり、どう処理するかというのを教えるところだと思っていま

高橋 そういう意味で日本の教育はホアット・トゥ・シンクが残っていて、そこに社会的期待がかけられている。だから結論を出してくれないと不満がある。結論を出し急ぎすぎるのではないか。家庭の規範といっても、何か一つ型を出して下さい。それをなぞっていきますからというのでは問題だと思ひます。型がいくつもめまぐるしく変わって出てくる、いつでも三分の一くらいなぞったからまた新しいのが出てくるっていうわけですね。

司会 ノルムというものの対して集団の成員は、それを守ると同時に、その形成や改革に参加するというのが望ましいし、民主主義のルールでもあるわけですが、その点、おとなは参政権を持って

いますが、それによって社会のノルムを変えることが出来る。しかし、子供の場合にはそれはどうなるか。子供は、日本のノルムの形成に参加することが出来るのか。個別的集団のときは別として、社会全体の動きに対してはどうなるのか。参与の出来ないということが、最近しばしば見られる青少年の爆発的行動につながりがあるのではないか……。具体的に言えば、政治活動に子供が参画すべきであるのか、ないのかというような問題はどうかでしょうか。

伊藤 高等学校の自治会の問題などは非常にむずかしいことですが、高等学校まではやっぱり未成年として、一つの教育のわくの中での問題だと思ひます。

ですから非常に常識的ですが、子供のノルムということになれば、年齢に応じたものであるということ、はっきりしておく必要があると思ひます。参政権の問題ですが、アメリカのジョージヤ州では満十八歳で参政権を与えています。高校を出たら一人前というのと一致して

いますね。

高橋 今のハイティーンの問題ですが中学を卒業して実際に社会の生産に参加している者は、同じ世代でも、この問題はずいぶん違ってくると思ひます。しかし全般的に言ひ得ることは、やはりハイティーンは、社会の正会員でなくて準会員であるということ。準会員だから、正式会員が持っている権利を全面的に否定

するという行き方は、行きすぎだと思うし、一方、準会員に正式会員とすべて同じ権利を与えるというのも行き過ぎだと思ひます。そこで、この準会員の参加の仕方についていろいろレベルがある。たとえば、オピニオンとして参加する。だから、デモの場合でも、実質的に参加するのではなくて、現場に行つて集団的な雰囲気を見てくるとか、拍手を送るとか、ここらまでは、準会員にも正式に与えられてもいいと思ひます。そういう意味で多少の制限が加わる。制限付きの社会参加と言へるんじゃないかと思ひます。

◇新しい自由と秩序

司会 私の方で作りました会議員募集のビラの中に、ちよつと大げさな言葉が使つてあります。今日の生活において望まれる「自由と秩序」はどのようなものでしょうかというのですけれども、

高橋 さつきから出ている市民主義という言葉はまさしくこれに当たると思ひます。私たちは、民主主義というものを制度として上から与えられた、現実の日本において、一元的な価値として民主主義というものがある、そして今、それを再び自分で作り直すとしています。少なくともそれぞれの集団のレベルにおいて、それぞれの集団に適応した民主主義

というものが、自由と秩序という観念を作つていって、これを漸次社会的なレベルにまとめいくことが今後の仕事です

し、変動期というのは、そういうものを骨肉化して、それぞれの自由と秩序観というものを作り上げていく。現在はそういうものがあつてあつていない状態でしょう。協力して何かの共通価値をつくり出すとしていく。これは、言わば、結合の前の分離という言葉が当てはまってい

ると思ひます。自由と秩序というものは、ある固定したものでなくて、インメーキングなものである。自由と秩序を志向して行なわれる継続的努力の中に、自由と秩序は常に存在していると思ひます。

伊藤 変動という言葉は、ぼくは好きではないが、社会が移り変わるということとを正しく把握するならば、自由と秩序も常に移り動いている。移りゆく自由と秩序を常につくり出しているわけです。人間は常に進行形でしょう。結局そういうものが人間の固定化を否定して、社会そのものも移っていく。その中で、自分自身も進みゆくことができる。したがって子供たちにも、今が一番いいのではない、もっとよくなる、一所けんめいにやるうじゃないかというように話すことができるんじゃないか。

司会 常に新しい秩序と自由をつくり出すという姿勢をつくり出すことが大事なわけですね。

◇全国婦人会議について

司会 世代というものの範囲を、特に

第十三回婦人週間について

第十三回婦人週間実施要綱

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である四月十日から一週間、毎年、全国的に展開して行きますが、婦人の地位をたかめるためには、婦人が自主的な意識と態度を確立するとともに、それぞれの力を社会の発展のために役立てることが必要と考えられます。例年この考えに沿って運動をすすめており、今年も下記によって第十三回を実施します。

一、趣 旨

日本社会の近代化に伴って、婦人の生活も、その役わりも変化し、さらに各方面の、婦人に対する期待も増大してきます。

その期待にこたえて、それぞれの力を役立てることは、今日の社会に生きる婦人としての大きな責任ですが、とくに生活様式や思潮の変化の速度のはなはだしき現在、次の世代をどのように育てるか、は婦人の直面する最も大きな課題といえます。

ここに、婦人がその力を次の世代の育成、とくに社会のよき一員としての人格形成に役立てることを第十三回婦人週間の目標とします。

すなわち、婦人が変化の激しい今日の

社会におけるその役わりを認識し、将来、

社会のいない手となるべき青少年・児童、

幼児等次の世代が民主主義社会のよき一

員であり、同時に生活の各方面における変

動に対応しようとするような人格として成長す

るよう援助し、もって婦人が社会の成長に

長に役立つことを期待するものです。

二、目 標 次代の成長に貢献する

——とくに社会のよき一員

としての人格形成に——

三、スローガン 次代の成長に婦人の

の深い英知を

四、期 間 昭和三十六年四月十日～十

六日

五、主 唱 労働省

六、協力依頼する機関・団体

関係官公庁・婦人団体・労働団体・

青少年団体・国際機関・社会福祉団

体・文化団体・経営者団体・報道機

関・その他

七、実施事項

第九回全国婦人会議（日本放送協会

共催）

第九回全国婦人会議開催要綱

一、趣 旨

婦人週間の目標を、広く一般に浸透させるとともに、婦人の自覚と自主的な活動意欲をかためるために、全国婦人会議を開催する。

二、名 称 第九回全国婦人会議

三、主 題 「次代の成長への婦人の貢献について」

変化の激しい今日の生活における婦人の役わりとして、次代の成長を社会のよき一員としての人格に育てるためには、婦人はどのような人にならなければならぬかを討議する。

四、主 催 労働省・日本放送協会

五、期 日 昭和三十六年四月十二日

～十五日

六、開催場所 東京（産経会館・NHKホール）

七、会議の構成

会議は部会及び総会によって構成され、全国より公募した六十名の婦人と数名の助言者によって討議がなされる。なお、数か所において移動会議も行なう。

八、会議員の選定

全国より希望者を公募し、中央に選考委員会を設けて、書類審査により各都道府県より一名以上を選定する。

九、その他

(1) 会議開催費並びに会議員の旅費及

会議の時などでは限定した方がいいというところが、最初のお話に出てくるのです。が、幼児というものを、この際一緒に考えるとき、少くとも自律的な行動をする年齢というように限定した方がいいのでしょうか。それとも幼児も含めたものを考えるようにしたものか……。

伊藤 ぼくは幼児どころか、まだ生まれない人間も入れておいた方がいいと思います。

高橋 世代連合という年齢が中核になつて出来上がるころの連合戦線、これはよくはお題目にすぎないと思います。

やはり世代連合というものをつくってゆかためには、非常に身近なところから始めていく。そうしますと、やはりそれぞれの人が現に置かれていて、その環境、たとえば少年労働者として働いている人たちのような場合には、その家庭環境および職場環境、そういった階層の差が、世代連合以上にむしろ分裂の契機として提起されることが十分あり得るのではないかと。世代というのは当然に一つのインテグレーション（統合）の方向をもっているが、その前に、異なった社会環境というものがあつて、やはり、職場にいる諸君と、学校の中にいる諸君とは、もの考え方がいふん違ひます。職場の中の人たちの場合は、古参者に自分を適応させようとしています。一時的には大きな欲求不満があるが、やがて順応していくということ、世代差が縮められて

び滞在費は主催者の負担とする。

(2) 会議は一般公開とする。

一〇、選考委員

委員長 立教大学法学部長 宮沢 俊義
委員 評 論 家 伊藤 昇

教育大学教授 磯野 誠一

お茶の水大学教授 勝部 真良

介 護 士 久米 愛

(委員長を除き部会リーダーを兼ねる)

主催者側委員 婦人少年局長 谷野 せつ

労働大臣官房総務 大野雄二郎

課長 日本放送協会教育 浅沼 博

局長 婦人少年部長 江上 フジ

この運動のすすめ方について

労働省婦人少年局の資料「次の世代の成長に貢献するために」(第十三回婦人週間のしおり)から、一部を抜粋して婦人週間の運動をすすめられる方々のご参考に供します。

一、目標およびスローガンの表現について

・「貢献」についてという言葉

ここでいう貢献とは、婦人が主体性をもって社会的価値をつくりあげていく態度を意味しています。すなわち、有意義な目的のために力を尽し、且つ効果をあげることです。この場合は、次の世代の成長のための婦人の主体的な、謙虚な、さらに賢明な努力を意味します。

・「社会のよき一員」について

「社会のよき一員」とは、民主主義社

会の支えとなるよい市民、すなわち共同社会の連帯意識をもって、集団の規範―

自由と秩序―をまもるとともに、新しい自由と秩序をつくり出していく意欲をもった個人であり、同時に、社会の変動に賢明に対応できる人格を意味します。

・「英知」という言葉について

婦人が貢献する場合の姿勢として、とくにスローガンでは、「英知」をあげました。ここでいう英知とは、子どもの教育について従来からいい古されてきた、愛情や単なるもの分りというような安易なものではなく、また、高いところから教訓したり、あるいは逆に、卑屈な態度で子どもにもおねねするというのではなく、変動する社会における役わりを認識し、自ら民主主義社会のよき一員としての人格を身につけると同時に、子どもたちの当面する問題を理解し、新しい視野に立って子どもにも適切な指導援助を行なうことのできる聡明さと、生活の深い知恵という意味をこめたものです。

二、提起する問題の参考事例

- 1、生活様式や思潮の変化は、子どもたちの行動や考え方にどのような影響を与えているか。
- 2、子どもをめぐる環境は整備されているか。
- 3、子どもの人格形成のために家庭・職場・地域社会、学校や施設などで、どのような配慮がなされているか。
- 4、ハンディキャップのあるふしあわせ

な子どもたちの問題を解決するためにどのような対策が行なわれているか。

5、民主主義社会におけるよい市民とはどのようなものか。また、今日の生活においてのぞまれる「自由と秩序」はどのようなものか。

6、おとなも子どもも、ともによりどころとすることのできる新しい倫理の基準とはどのようなものか。

三、運動のねらい

- 1、現在の日本社会における婦人の役わりの重要性について認識を深める。
- 2、今日の複雑な生活の中で、次の世代の成長に貢献するためには、婦人自身の深い英知が必要であることについて自覚を高める。
- 3、婦人自身が、「社会のよき一員」としての人格を身につけるよう努める。
- 4、子どもたちの考えや行動、およびそれに影響を与えている社会の動きについて、婦人が十分な認識をもつために学び研究する。
- 5、特殊な子どもたちの問題について、婦人が関心を高め、問題解決について努力する。
- 6、婦人が、子どもたちとの間に話しあいの機会をもち、世代間の十分な理解を深めることに努める。
- 7、婦人が、次の世代のよりよい成長を助けるのぞましい環境をつくるためにすすんで社会サービスを行なう等、具体的な実践活動をする。

いるものがたくさんあります。学校の中では、一歳二歳という差が非常に大きい差になるものです。

そういう観点に立った場合に、いったい現代の私たちの期待をかけている世代が、職場の古い仕きたりや古い慣習の中に、どういふふうにならなく適応させられているかという現状も、探ってみなければなりません。

私も今は、婦人というのを主婦という観点からのみ問題にしましたが、職場の中の婦人が、新しく入ってきた後輩に対して、どういふふうに対応ができて、どういふふうに取り扱うか、こういうことも当然論じられていいことだと思います。

司会 働く人という場合に、とくにいわゆる日本の特徴としての零細企業の商店などに店員として入ってくる未成年の子供たちに対する、そこのおとなのほうの責任ですね。

伊藤 いまのお話から考えると、やっぱりこの問題は世代でやるよりも家庭社会とか、地域社会とか、職場社会とかを全部くっつけて考えることがいいのじゃないか。それから幼児を入れるかどうかという問題は、社会に生きていく人間をつくるには、幼児のときが一番大切だと思えますから、入れておかれる方がいいんじゃないですか。

司会 大変長時間、貴重な御意見を、ありがとうございました。

私のえがく成人像・青年像

青年から見た成人像

雑役婦的な存在に

岩本 コズエ
(広島県・定時制高校)

いつからそうなったのかは記憶にないが、学校内での私はすっかり雑役婦的な存在になっている。夜学生なら誰もが体験するように、アルバイトと学校との二重生活は決して楽ではない。まして精神的肉体的に激しい仕事に従事している人の疲れは見るからに同情を誘う。私の仕事は楽なのだからクラスの面倒ぐらいは見なければ、と云われるままになつていたのが、自然そうだったのである。

雑役婦—ある人は卑下し、またある人は尊敬を持つ。私の雑役もさまざまである。クラスの小さな用事はもちろん、職場での悩み、異性や学習の事など、私が年上であるせいかよく聞かされる。最初の内は聞くだけであつたが「もしあなたがそうな

ったらどうしますか」などと云われると、本気になって考えざるを得なくなる。また、欲求不満が起これば遠慮なしに八つ当たりもされる。それはちょうど妹が姉に駄々をこねるのに似ている。—とは云え、私にも悩みはある。

「皆が年上と意識し過ぎていて、自分の思つた事を云い出し憎い。」二学期も終わろうとする頃、私はこう、担任の先生にこぼしてしまつた。すると先生は「君は年にも似ず年をとり過ぎていて。高校生活は活発に自分がこうと思つた意見は曲つていない限り口論しても押し通すくらいの意気がなくてはだめだ。それをしないのは、悪い云い方をすれば、荒波を立てまいとする卑怯な方法とも思われる。もっと子供のけんかを見習いなさい。」と云われた。

「卑怯なやり方」—なるほど、そうかも知れないが、成長期のかい体験は、わがまま一方であつた私の性質を、親も驚く程大人に近いものに変えていた。

中学卒業と同時に家計の苦しきから、単独広島のある食品店に就職

し、一人前の大人として扱われ、失敗は皆自分へ返つて来るといふ、私には重すぎる苦勞の中で、ようやく落ち着きを取り戻し、昨春、独力で進学の夢を実現させた。再び家族との生活が始まつてみて、人一人世渡りをする事がいかに辛いものであるか、わかつたような気がした。

心ない人は「奨学金を受けるくらいなら、あのとき、進学すればよかったのに、二十歳で高校二年か」と同情とも皮肉ともつかない事を言う。私だつて「願調なら今年卒業だが」折にふれそう思わない事もないが、そうした場合の両親の負担がどうであつたかを考えるとき、苦しかった就職二年間ではあつたが、決してむだにはならなかつたと反対に力づくのである。級友は十六歳、来年はもう成人になる私。やたらに早く去る十代を淋しく見送る後には、期待とも不安ともわからぬものが胸中を去来する。成人は十代の延長かも知れない。せめて私は大人らしくない大人になろう。決して上向きになるまい。悩む人があれば、私のように年齢以外の年をとらないように、そばにいて悩みを聞いてあげよう。そうするうちに自分に芽生える不満も消えるかも知れない。

後輩を親切に指導する人に

高見 治夫
(東京・旋盤工・十九歳)

未来を目ざして石川県から東京に出てきて、もう六か月になる。今、僕たちの同僚の中に、警察のやっかいになつてゐる人がいる。入社した当時は毎日早出残業と、よく働いた。そんな人がふとしたことから、悪い人間とつき合うようになった。悪へさそうような人間はとにかく口がうまい(話しじやうずである)。そして、一見あいさじやうがある。彼は今年の正月から会社へ行つていない。夜はおそくまで遊んで来る。一つの床の中へ彼と悪友と二人で寝る。そうしているうちに金がなくなつて、一回遊びぐせがつくとおとなしい。会社は首になる。どうしようもなくなり、人のものを失敬して質屋

へ入れる。あのまじめだった彼が、今は警察で取調べを受けている。刑務所行きはまちがいなしだという。冷静に自分というものを考えてみると、大人になりきっていない僕たちは、もっと正義感を持って、自分自身をみがかなければならない。

僕は現在、旋盤をやっているが、もっともとうでをみがき、一級技能士までも進みたい。そして自分の作り出す製品が遠く外国にまで足をのびし、日本のこの製品でなければと言われるような立派なものを作りたい。また、僕たちが毎日使っているパイプ一本にしても、まだまだ改良すべき点があるから、何か一つでもよりよいものに改良したい。そして、自分の進む道に自分の力を十分に出したいものだ。

僕はまた、趣味で無線の勉強をしているが、郷里にいたころ、アマ無線家のJA91Sさんをたずねたことがある。そのとき聞いた話であるが、彼の弟は病気で永い間ねていて、すっかり良くなってから自分で無線の勉強を始め、試験を受けたが、はじめはすべてしまった。弟はくやしがり、毎夜々々勉強し、また発病しないかと思うほどだった。ある時は、鼻血が出てきているのに、まだ勉強を続けていた。やろうと決心したら、どんな職業だろうと、君もそこまで頑張れとはげまされたことがある。その弟さんは現在、船の通信長として活躍されているとのことである。

JA91Sさんは自分の知っている技術や自分で発見したことなどを、まだよくわからない僕たちに、例をあげながら、よく説明して下さった。その上、自分の真空管やトランスを使い、実習までやって見せて下さった。僕はこのアマ無線家のJA91Sさんのように、自分で研究したことを、習いに来た人たちに、気持よく、初歩から親切に教えてやるというような、心の豊かな人になりたいものである。また僕は、後輩たちに、自分が歩んだような遠まわりをさせないで、やさしく、そして強く、指導してやりたいと思う。

どんな職業であろうと、自分の心がまえが一番大切だと思う。自分の力がどんなに小さくても、それを十分に発揮し、自分のため、他人のため、そして日本のために、また、後輩に受けついてもらうためにも、少しでも進歩した立派な技術を身につけておきたいと思っている。

私はこんな主婦に

小松ふじみ

(東京・高校二年)

成人像といっても、いろいろあるが私は、「妻」という、また「母」という立場で、私の望む姿を書こうと思う。

とかく、世間一般で言われている母というのは、毎朝家中で一番早く起き、朝食の仕度をして、家族の者を送り出し、次に洗濯や掃除をし、再びはつくろい、編物などをし、余暇にはテレビやラジオの婦人講座を聞き、子供が学校に行っているのを聞き、子供が学校に行っていないば、帰って来た子供に、お八つを与えたり、学校の話などを聞いたり、勉強を促したり、そろそろ夕飯の買物に出かけ……こんな生活が好きなまりのようである。

子供が小さいうちは仕方がないとしても、ある程度子供が成長したら、もっと目を外部へ向けるべきだと思う。しかし、私のここで言う外部へという意味は決して、お金をかせぎに行くのではない。なぜなら夫というものは、常にいばっていたい、また、一家の長でありたいという

う気持が、現代においても、まだまだないとは言えないということが分かっていくから。私は経済の許す範囲内で、ダンスや生花・お料理・手芸の講習などに手をつけたい。また、婦人会などにも積極的に参加し、町内の自治に関してわずかでもたずさわりたい。いずれの場合にしろ、常に中庸という言葉を書頭のどこかに備えておくべきであると思う。

私はまた、子供たちから「お母さん」「お母さん」と心から呼んでもらえる人になりたい。そして、どんな秘密事もお母さんだけに言っておかなくてはと思われるようになりたい。それは親の子供のしつけ方一つかも知れない。余り「ハイ、ハイ」と言っただけでは、子供は親のしつけ方を学ばない。余り「ハイ、ハイ」と言っただけでは、子供は親のしつけ方を学ばない。余り「ハイ、ハイ」と言っただけでは、子供は親のしつけ方を学ばない。

う。私は絶対にそんなふうに思われ
ないような、何を話されてもよく理
解し、「ああお前に話してよかった」
と思われような妻になりたい。

人見知りしない子供にするために
友人を多くまねき、子供に何か聞か
れても答えられる知識と能力を持
ち、教養にあふれ、誰からも慕わ
れる人に私はなりたい。

最後に、私は、子供に「勉強しな
さい」「勉強しなさい」と言う母に
はなりたくない。どんなにいやな事
か、私にはよく分かる。幸い私はあ
まり言われずにすんで来たが、友
達との会話でよくこの話が出る。私
は、「自覚」を子供に植えつけさせ
たい。「なぜ勉強しなきゃならない
のか」というように。

成人から見た青年像

職場の中に増大する

若い世代

中井タカ
(大阪・大丸人事課)

ここに一人の若きサラリーマンが
いる。高校卒、明るくのびのびと楽
しげに働いている。いつみても表情
も態度も変らない好感のもてる青年
である。若い人の中には「今日はよ

くやっているな」「あれではいけな
いな」と時により振子のようにふれ
ている情態のものが多く中に、この
人はなぜこうなのだろうと、私に考
えさせる。恵まれた環境にありなが
ら、早く仕事につきたい、同じ職場
を選ばなければ、自分の得意とする運
動種目で知られている会社へと目標
がはっきりしている。自らの意志が
基盤となって感情が安定し、満足し
ているからであろうか。

やがて企業の中の現実を直視せざ
るをえない。学歴・派閥・昇進制度
等々、不平不満をいだくようになる
かも知れない。その将来の姿はい
まは未知数である。

ここにこんな例もある。やはり高
卒、入社後数年して組合活動をはじ
める。「会社なんかつぶれたってか
まうもんか、とれるだけとってや
れ」といったことを考えるようにな
った。このとき、よき助言者をえて
企業と従業員の関連についての認識
をあらたにし活動をつづけている。
不平のはけ口として組合活動にはい
るケースが多い。努力にむくわれる
ことも少ない、飛躍のチャンスもな
い、高卒の不平層、新旧両世代の理
解と配慮の欠如、企業内にあるいろ
いろの問題にぶつかって若い感情

が両極端にゆれ動く時もある。新
しい世代が企業の中に増大して
ゆく。戦後十五年、舞台は転回して
いる。過去の事実や偏見にとらわれ
ず、ためらうこともしないで、どん
どん仕事をおし進めてゆく積極的な
人間が求められている。新しい経験
と知識の吸収、新しい特質を備えた
明快な青年を期待している。

働く青年像凡太郎君

馬渡勲 男
(長崎市・鉄工)

私のところに一人の真面目な青年
がいます。今日はその人を凡太郎君
として、彼の一日を皆様に御紹介致
しましょう。

彼凡太郎君は、毎朝人より三分
早く張りきって会社に現われます。
そして早速自分の作業衣の洗濯にと
りかかる。決して家に持って帰ろう
としない。ある朝、先輩が「凡太郎
君、君の洗濯の手は随分あがった
ぞ。結婚したら嫁さん孝行になる
な。」とひやかすと、彼は怒ったよう
にツンとするが、すぐニヤニヤと笑
ってしまふ。しかし同僚は、彼が神
経痛の母親をいたわって、工場仕事
の合間に片づける洗濯であることを

よく知っている。洗濯が済むと彼は
進んで体操に……そして安全三分間
教育に……と力を入れるのである。

朝の行事が済むと普通ボースンた
ちは、そのまま現場に行くのである
が、凡太郎君はボースンを呼びと
め、自分の先手としての一日の心が
け等をいろいろと問いかける。先手
というものは、概して中学校を卒業
したばかりの十七、八歳の若手であ
るため、仕事のこと、私生活のこと
等々で、一日が不安であるらしい。

彼凡太郎君のように毎朝自分の信頼
するボースンから話しかけてもらう
のは非常に力となるらしい。現場に
着くと凡太郎君は前日の作業の進行
状態をゆっくりと見廻るのである。
あたかも工場長のように……これは
凡太郎君の仕事に対する愛情と熱意
のあらわれではないだろうか。

凡太郎君は、こうして一日の仕事
にかかるとあるが、彼は自分自身
の能力をよく知っている。決して無
理をしない。また現場において彼
は、青少年工が一人前の職人になる
ため、一番大切なことは何か、また
自分は何を知っており、何を学ばね
ばならぬかを、常に忘れたことがな
い。例をとると、船底外板の総締め
は、普通ボースンが外側から締める

のであるが、彼はボースンと相談して、先手の自分が締めることにしている。彼のボースンも締めた後の仕上げは外からは見えず、また外側に比べ内側は危険でもあるので、彼の希望に添って、親切に指導している。ボースンと先手は一日おきに変わる仕組みになっているので、先手の仕事への熱意が早くボースンの仕事に馴れることにもなるのである。

このように、先輩は後輩を理解し、若いものは仕事を理解するので、一日の仕事も順調に進み、怪我もなく無事に終るのである。一日の仕事を終ると凡太郎君は歌にある中村君のように、病身の母親の待つわが家に疲れもみせず急ぐのである。

凡太郎君の忠実で明るい仕事ぶりは、職場にいつも若々しい息吹きを感じさせる。彼ら青年工が将来、立派な工員となって、国の産業の発展に寄与できるようにと我々も先輩として暖かく見守りながら指導していきたい。

商店主婦の見た 好ましい青年たち

渡辺二三子
(東京・文具店主婦)

私のまわりには二十歳前後の若い

人達がたくさん働いております。通勤の人、寮に入っている住み込みの人など、年齢も学歴も種々雑多ですが、その中にあふれている若さや、明るく朗らかなのびのびとしたその活動性には、つい自分の年齢も忘れて仲間入りをしてしまいます。地方から上京して社会人となり、今までの環境とは一変した生活の中でとまどいながらも、急に大人になったような気分になり、早く一人前になるうとして張切っている姿を見るのはうれしいものです。

二年目頃からは仕事にも馴れてそろそろ生意気になって来て、同僚たちとも意見の衝突をしたりします。

三年目、この年は危険な時代とも言いましょうか、将来に対してのあせりから人の職業がよく見えて深く考えもせず、目先のことのみにとらわれて転職したり、異性との交友関係で横道にそれ、仕事の上でスランプを来たして、金銭的事故にまで発展するというケースが間々ありがちです。この時代を無事に通過すると、年齢的にも落ち着きが出て、仕事もおもしろくなり、商売も積極的になって来ます。

一応先輩として後輩の指導的立場におられるようになると、セールス

マンとしてのプライドを持った立派な青年の姿にまで成長してまいります。それぞれの希望を胸に仕事に打ち込んでいる姿こそ最も美しく頼もしい姿です。これからの若い人達は、希望と自己の仕事に誇りを持って、胸を張って活歩して下さい。華美な風調に迷わされる事なく、地味で堅実な努力が最後には一番強いものではないでしょうか。仕事に打ち込んでいる青年の姿こそ私達がいつも頭に描いている頼もしく好ましい青年の姿といえましょう。

農村の未来を にう青年像

北山綱政
(長野県・農業)

農村の未来をにう青年は、新しい農政の課題である農業基本法の制定により、農業構造を大きくかえ、近代化し、農村に明るい希望と、より近代的で高度な営農をやるうとする高い理想を持ち、勤労をたつとび、責任を重んじ、農村の繁栄と社会の福祉に積極的に寄与しうる青年でなくてはならない。

新しい人づくり村づくりのために、まず、よき青年の指導者を得る

ことが、必要である。

わたくしは理想の青年像を、つぎのように考えてみたいと思う。

(一) 農村の協同化、近代化を推進指導出来る青年。

(二) 企業としてもうかる営農の出来る能力をもつ青年。

(三) 借金をおそれず、農業近代化融資々金により営農改善の出来る青年。

(四) 実行力のある、寝ていて人をおこさない青年。

(五) 人のために尽くすことのできる青年。

(六) 健康で明るく、しかも信念の強い青年。

(七) 現状をよくみつめ、あせらずに時間をかけて仲間たちともよく話し合い、自ら取りくんで自分の力で開拓してゆける青年。

従って、あくまでも近代農村として、他産業との格差を是正し、文化農村の基盤をつくる青年は「縁の下力持ち」的な立場に立ち、指導者意識を深くうちにたたえ、すすんで村人の中にとけこんでゆき、自らもよい雰囲気をかもし出すことの出来る青年でなければならぬ。それが私の理想の青年である。(長野県人少年室協助力員)

「春色無高下花枝自短長」

これは数年前に、大川周明氏をお招きしたときに、記念にいただいた詩ですが、企業を営み人を雇用する身にとって、深く味わうべきものありと感じました。また、昨年暮のある日、歌人結城哀草果氏が「時ほど万人に公平なものは無い」と話されたのを聴いてああいい言葉だと共鳴を覚えました。

このお二人が言わんとする真意は、年少者たちにあらゆる角度から納得の行くまで解明し得たら、彼ら自身が将来に向

かってどう進むべきか、

目標をどこにおくべきかの

指針ともなり、理屈抜きに大

都会や大企業にのみ憧れること

なく、自分の環境と能力に応じた

活き方を見い出すのではなからう

かと考えさせられました。

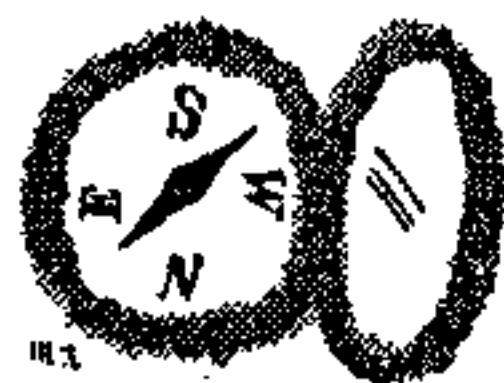
翻って世の風潮を見ますと、心よりまず物を言う傾向が強くなり、年少者の育成が容易でない事を痛感いたします。これが中小企業者が雇用難を嘆ずる原因でもあるわけです。昨今のように、経済が政治に先行する時代には当然の現象でしょうし、悩みは加速度的に加わ

って行くのではなからうかと安じられます。

さて私の事業所には一八七名の年少者が新聞配達員として就業しています。ふりかえってみますと、年少者たちの考え方が社会の推移と共に変わって来ていることに気付かれます。三年程前でしたが、ラジオ放送のために、新聞販売店主と配達員の座談会をやりま

年少者の心に

豊かさを



北沢学雄

(山形県年少労働者福祉員)

した。

そのとき「つらかった事と嬉しかった事」の中で、「犬にほえつかれるのが一番いやだ、繫いでおいでもらえないものだろうか」「寒い朝などに読者の方から『寒いでしょう』といったわれ、温いおやつなどをいただいた時は、人の情が身が沁みて涙がとばれます」と鼻をつまらせながら語る子もいまし

た。また、会社でやってくれるレクリエーションは本当に楽しいから度々やって欲しい、お小遣をもらうよりはその方が嬉しいとも話しました。

これをみても、人の情を知る事に変わりはないと思いますが、最近では、レクリエーションよりは金でももらった方がよい、と言うものが大分出てきています。そして全般的に見て、

お金も欲しいし、集会のムードも欲しい。家庭的ないたわり

も求め、大企業なみの規則

正しい就業も希望する。

何の事はない、花と団子を

一緒に欲しいがる傾向が強まっ

てきたように感じさせられます。

人間の弱さが出ていくな

ので致し方ないと言えはそれま

です。道徳教育など固く考え

ないとしても、謙譲を身につけ

せて、何とかガメツさを露骨に出

さない豊かな心根を持たせたいも

のです。

昨年、ロータリー倶楽部で優良年少従業員を表彰してくださった時や、市役所で慰霊祭のお供物のお菓子を全員に分けてくれた時、

それから山形新聞社が新社屋落成記念に当って箱詰めの菓子を全員にくれた時、街の有志の方で、かつて自分も新聞配達をして思い出が深いから、と全員を招待して労をねぎらって下さった時などのような、外部からの御好意は、年少者たちの素直な気持ちを養うと共に、自らの働きに誇りを持たせる効果が大であったと、深く感謝しております。

福祉員を委嘱されて何を為すべきかを思う時、その道はあまりにも遠く、焦慮にかられるの一言につきまします。希いとして、中学新卒者が大企業等に就業はしたが、郷愁や失意から、二年も経ずして帰郷したり転職したりする例が少なくないようですから、これらについて、直ちに連絡出来て、再起の道を歩ませるといふような便宜を与えてやれる親切的な事務機構を確立していただけたらと思います。それから福祉員制度に対する一般の認識が薄く、そういう機関のあることさえ知らない向きがあります。P・R・を切望します。

イ、性・年齢

	総数	16歳	17歳	18歳	19歳
総数	100%	27	26	30	17
男	49%	14	13	14	8
女	51%	13	13	16	9

(1) 生活の実態

以下に掲載する資料は、内閣総理大臣官房審議室が、昭和三十五年二月十五日（二月二十日）に、全国三十九都市における青少年（十六歳～十九歳の男女）を層化多数無作為抽出法により選出した一、八〇〇人に対する調査の結果である。

一、青少年の生活の実態と意識



(資)(料)(室)

第十三回婦人週間のテーマ

に関連した資料

婦人少年局では例年のとおり、婦人週間のテーマに関連した資料集を編さんいたしましたので、その中から一部を抜粋して、ここに掲載します。

ロ、職 業

総 数	100%
家業の手伝い (自営主も含む)	8 { 4 4
雇 用 者	32 { 5 2 12 13
無 職	60

(注)

「技術職」の中には、免許状を有する看護婦・理容師・運転手などが含まれる。「雑務・サービス職」の中には、給仕・店員・針子・徒弟などが含まれる。「その他の労働職」というのは、工具、人夫などの筋肉労働者である。「無職」の大部分は学生である。

二、家 庭 環 境

	総数	父母と同居	父と同居	母と同居	同居せず
総 数	100%	73%	2%	12%	13%
父母あり	82	73	0	1	8
父あり	3	0	2	—	1
母あり	14	0	—	11	3
父母なし	1	0	—	—	1

ハ、学 歴

総 数	100%
小 計	55
中 全 日 制 高 学 校	2
定 時 制 高 学 校 (昼間部)	47
大 学 (夜間部)	5
大 学 (夜間部)	1
大 学 (夜間部)	0
小 計	45
中 卒 以 下 (高校中退を含む)	34
全 日 制 高 校 卒 (大 学 中 退 含 む)	10
定 時 制 高 校 卒 (同上)	1

ホ、団体への加入

〔質問〕 あなたはここ（回答票）に書いてある団体のどれかに入っていますか。

総 数	100%
男 女 青 年 団	6
ボーイ(ガール)スカウト	1
どれにも入っていない	93

ヘ、余暇の利用

余 暇 の す こ し 方	男	女
ラジオ・テレビを聞く、見る	54%	51%
新聞・週刊誌・雑誌などを見る	25	22
映画・演劇・ショウなどを見に行く	27	19
(趣味・娯楽) スポーツをする(見に行く)	24	5
音楽をする(レコードをきく)	9	9
碁・将棋・マージャン・パチンコなどをする	5	0
手芸・和洋裁・生花・絵・おどりなどをする	1	26
読 書	31	40
(何となく) 友人と雑談する	15	13
買い物に行く、街をぶらつく	2	5
ぼんやりしている(休息する、何もしない)	10	7
ひまがない	5	6
計	208	203

〔質問〕 あなたはふだん仕事(家事も含めて)や勉強をしていない時には、おもにどんなことに時間を使っていますか。

〔注〕 各項目の回答の合計で、あるから「回答者合計」ではない。

イ、将来の生活目標

〔質問〕 あなたは将来どういう生活をしたしたいと思いますか。この三つのなかではどれが一番あなたの気持ちに合うでしょうか。

	総数	男	女
総 数	100%	100%	100%
1) 金持になつて自分のやりたいことがやれるようになりたい	9	14	5
2) 立派な人物になつて皆から尊敬されるようになりたい	29	35	23
3) 愛する人と結婚して貧しくとも平和な家庭を作りたい	41	28	54
(選べない)	21	23	18

(2) 生活意識

ト、こづかいの額

総 数	100%
300円未満	16
500円くらい(300～ 700円)	30
1,000円くらい(800～1,200円)	25
1,500円くらい(1,300～1,700円)	10
2,000円くらい(1,800～2,400円)	6
2,500円以上	3
不 明	10

(注) 概算平均金額は約 800 円

〔質問〕 あなたは、生活費や学費は別に、一か月にどのくらいこづかいを使いますか。

ハ、生活態度

〔質問〕 人間にはいろいろな性質の人がいますが、あなたは先のことなど考えず今やりたいことをやる方ですか。それともやりたいことがまんして将来のために努力する方ですか。

総 数	100%
先ことはあまり考えない	24
将来のために努力する	54
どちらとも云えない(わからない)	22

〔質問〕 (職についていない者に)あなたは将来何か職につくつもりですか

	男	女
総 数	100%	100%
職につくつもり	95	70
自営者になりたい	9	3
雇用者になりたい	63	48
何かの職につきたい	23	19
職につくつもりはない	5	30

ロ、職業上の希望

〔質問〕 (職についている者に)あなたは今の職業を将来も続けるつもりですか。それとも、ほかの職業にかわりたいと思いますか。

	男	女
総 数	100%	100%
自営者になりたい	2	2
雇用者になりたい	12	9
何かほかの職業にかわりたい	7	11
今の職を続けるつもり	78	70
職をやめたい、不明	1	8

ヘ、政府への要望

〔質問〕 あなたが青年として、政府にぜひやってほしいと思うことがありましたら、どんなことでもけっこうですからいって下さい。

総 数	100 %
やってほしいことを述べた者	(注) 45
○環境改善に関する事	16
文化施設(公園、図書館など)の拡充	8
社会風潮(マスコミ、ぐれん隊など)の浄化	8
その他	2
○生活の安定向上に関する事	24
学校教育・進学に関する事	9
(育英制度の充実、大学などをふやせなど)	
職業・就職に関する事	7
(失業対策、中小企業対策なども含む)	
その他の社会保障など	7
(健康保険、公営住宅の充実など)	
その他	2
○一般的な意見	14
(もつと明るい世の中に、よい政治を、など)	
○その他具体的なこと	4
回答を述べなかった者(特になし)	55

(注) 1人で二つ以上回答したものがあるので各項目の合計と一致しない

ニ、当面の具体的願望

〔質問〕 あなたがいま差しあたって、ぜひやりたいと思っていることが何かありますか。

総 数	100%
やりたいことがある	(注) 41
学業に関する事	11
職業に関する事	10
趣味・娯楽・スポーツに関する事	19
恋愛・結婚・家庭に関する事	1
その他	4
やりたいことは別にな	59

(注) 1人で二つ以上回答しているものがあるので内訳の合計と一致しない

ホ、社会観

〔質問〕 今の日本はあなたがた青少年にとって、努力のしがいのある世の中だと思いますか。あまり努力のしがない世の中だと思いますか。

	総数	男	女
総 数	100%	100%	100%
努力のしがいがある	31	35	28
努力のしがない	26	27	24
わからない	43	38	48

二、子供のしつけ等についての成人の考え方、子供の問題に関する学習

一、意識調査

イ、子供を使いにくかせる場合

〔質問〕 母親が子供を、何かの用事で近所に使いにやろうとしても、子供があまり行きたがらないようなとき、普通この辺の母親はどういうふうにして行かせようと思いますか。

金をやつて行かせる	好きなものを与えて行かせる	よくいきかせて行かせる	いかないと誰かにいいつける	といつて行かせる	その他	わからない
11	18	52	5	7	7	7
100%						

〔資料出所〕 統計数理研究所「国民性の研究」(昭和三十三年十月～十一月)調査対象は二十歳以上の男女三六三三人

口、子供が道路で水いたずらをしてい
る場合

〔質問〕 小さい子供が、水鉄砲で向かいの電信柱へ水をかけています。それを知らないで来る人に、水がかかるかも知れません。この子供たちは、あなたの全く知らない子供だとします。こんな時、あなたは、その子供たちに、やめるよう注意しますか。

注意する	ほっておく	その他	わからない
79	17	2	2
100%			

(資料出所) 前表に同じ

ハ、メンツについて

〔質問〕 小学校に行っている位の子供をそだてるのに、小さいときから、自分の顔とかメンツとかをつぶさないように注意しろと教えるのと、自分の顔とかメンツをたてるとかいうことにこだわると教えるのと、どちらが大切だと思いますか。

メンツをたてる	こだわらな	その他	わからない
36	43	13	8
100%			

(資料出所) 前表に同じ

二、婦人学級の学習に占める「子供の問題」の割合

昭和三十一年、文部省委嘱の婦人学級二二七、受講生総数四〇、八八〇人に対する学習の内容をみると、つぎの通りである。(※印から次の段の※印につづく)

子供の問題	数	100%
13	6	※

三、主婦の子供への希望学歴

〔問〕 あなたは男の子はどのくらいまで学校に行かせたいと思いますか。女の子はどうですか。

	計	中学まで	高校まで	大学まで	本人次第	その他
東京	100%	2%	17%	67%	12%	2%
大阪	100	6	54	24	13	3
福岡	100	2	28	53	14	3
新潟	100	11	47	19	22	1
山梨	100	4	42	34	15	5
富山	100	11	68	6	9	6
石川	100	18	46	25	10	1
福井	100	33	52	9	5	1

(資料出所) 労働省婦人少年局「主婦の生活と意見」(昭和31年11月～12月)

家庭における人間関係	家庭の民主化	教養・文化・教育に関すること	公民的資質の啓蒙	婦人の地位の向上	村づくり、町づくり	地域、社会の民主化	社会福祉の増進	環境浄化	新生活運動	生活の合理化	職業の知識と技能の修得
6	5	12	7	5	5	3	1	1	4	25	7

(資料出所) 社会教育の現状(昭和三十三年) 文部省社会教育局

	総数	(1)	(2)	(3)	(4)
第1回(昭和25年)	100%	54.8%	21.3%	3.9%	20.2%
第2回(" 27年)	100	51.0	19.3	8.1	21.6
第3回(" 30年)	100	45.0	22.0	8.5	24.5
第4回(" 32年)	100	43.5	24.7	8.4	23.4
第5回(" 34年)	100	39.4	27.7	7.8	25.1
第5回 夫妻	100	34.9	32.4	7.8	24.9
	100	43.7	23.4	7.7	25.2

(資料出所) 産児調節に関する第5回世論調査(毎日新聞社人口問題調査会)

ホ、老後の生活に子供を頼りにしているか
(1) 頼りにしている
(2) 全然頼らず暮らす
(3) 頼りたいができそうもない。その他の条件付きの返答
(4) 考えたことがない(無回答をも含む)



西ドイツの 新年少労働保護法

昨年十月一日西ドイツにおける年少労働保護法 (Jugendarbeitsschutzgesetz) が、健康管理に関する規定の第六章を除き施行された。第六章は本年十月一日施行されるものである。この法律以前には、一九三八年ナチス時代に制定された年少労働保護法 (児童労働および年少者の労働時間に関する法律) があったが、戦後各州においてそれぞれ年少労働保護に関する州立法が行なわれた結果、関係方面よりドイツ連邦全体として統一的な年少労働保護法の制定を求める要望が高まり、一九五八年以来、政府の提案をもとに議会で審議され、一九六〇年七月一日可決されたものである。

本法は、十章七十六か条より成り、第一章総則、第二章児童労働、第三章年少者の労働時間、第四章就業禁止及び制限、第五章使用者のその他の義務、第六章健康管理、第七章法の施行、第八章罰則、第九章親族の児童及び年少者、第十章雑則をそれぞれ規定している。この法律の適用範囲は弟子・徒弟・労働者・従業員・見習工員・見習店員、及びこれに類似する業務に従事する年少者・児童に適用される。ただし、好意による臨時の、軽易な手伝い仕事はこれに含まれない。家内労働者である年少者・児童にも適用され (第一条)、その適用が除外されるのは、教養・療養・学校教育の目的を果したための業務、および親族関係にある者の家事労働・農業への就業である。これに、親族関係にある者とは、保護権者としての親または三親等以内の後見人によつて就業させられている者をいう。また、この法律にいう児童とは、就学義務の有無を問わず十四歳未満の者をいい、年少者とは児童以外の十八歳未満のすべての者をいう (第二条)。

適用範囲について、旧年少労働保護法と大きく異なっているところは、旧法が家事・農林業・漁業・海運等に就業する者に対し特別の法規で規定することとしている (旧法第二条) のに対し、新法においては、雇用関係にあるすべての児童・年少者を法的に保護することになった点である。

以下労働時間・休憩・休日等について、その主要な条文を掲げよう。
第七条 (児童の就業禁止) 児童の就業は禁止する。

禁止する。

第八条 (興行における特例) ①監督官庁は、三歳を超えた児童を演奏・演劇、その他ラジオ・テレビ放送の如き興業及び一定の共働による映画撮影について、一日三時間まで就業を許可することができ。なお、寄席・キャバレー・ダンスホール・曲馬場またはこれらに類似する営業・娯楽場・大市・歳の市の如き大衆の集合する催物及び類似の催物についてはこれを除く。但し、監督官庁は、芸術的な演芸を伴う寄席または曲馬場において六歳を超えた児童を片親と共に一日二時間以内就業させることを許可できる。②午後十時以降、児童は就業することができない。終業後少なくとも十四時間の継続休息時間を児童に与えなければならない。

一 労働時間が四時間半を超え六時間以内の場合には三十分
二 労働時間が六時間を超える場合には六十分
年少者は休憩時間なしに四時間半以上続けて就業させることができない。十五分以上の労働中止に限りこれを休憩とみなす。

② 坑内で働く年少者には、少くとも三十分の休憩を与えなければならない。その休憩時間は予め定めるところを要しない。

第十五条 (一日の休息時間) 年少者には一日の労働が終了した後、少なくとも十二時間の継続休息時間を与えなければならない。

第十条 (労働時間の限度) ①年少者の労働時間は一日について八時間、一週間について十六歳未満の年少者は四十時間、十六歳以上の年少者は四十四時間を超えてはならない。

第十六条 (夜間休息) ①年少者は午後八時より午前六時までの夜間に就業させられない。

② 旅館・飲食店及びその他の宿泊施設においては、十六歳以上の年少者には午後十時まで就業させることができる。

③ パン菓子製造業の労働時間に関する法律に属する企業においては、十六歳以上の男子について職業訓練を必要とし、同法により夜間のパン菓子製造が許可されている場合に限り、夜間に就業させることができる。

第十四条 (休憩時間) ①年少者には、労働時間が四時間半を超える場合、予め定める相当の休憩時間を労働時間の途中に一回以上与えなければならない。

④ 交替制による企業においては、十六歳以上の年少者を一週間または二週間毎の規則的な交替により午後十一時ま

でなければならない。

でなければならない。

で就業させることができる。

⑤ 監督官庁は、演奏・演劇及びラジオ

・テレビの直接放送または一定の共働による映画撮影の如き興業においては、年少者につき午後十一時までの就業を許可することができる。(以下略)

⑥ 監督官庁は、労働者が異常な高熱に曝される企業において暖季に午前五時よりの就業を許可することができる。

第十七条(日曜日の早仕舞) ①土曜

日、十二月二十四日及び三十一日には十六歳未満の年少者を午後二時以降に就業させてはならない。交替制によらない企業における十六歳以上の年少者についても同様である。

② 第一項の規定は、従来当該経営部門で土曜日の午後年少者の就業が慣例となつてゐる作業場に限り、交通業、自動車修理工場、旅館・飲食店その他宿泊施設、菓子製造業、理髪店、療養施設、演奏・演劇その他の興行、ラジオ・テレビ放送、映画撮影、公開販売所、市場取引及び運動競技の補助にはこれを適用しない。また、この規定は、機械運転を含む採鉱に年少者が就業する場合に限り就業には適用しない。

③ 毎月少なくとも第二土曜日の午後には休業させなければならない。

④ 第二項により就業させられる年少者は当該または翌週の他の日に午後二時から休業させなければならない。

第十八条(日曜日の休業) ①日曜及び法

定の祝祭日には年少者を就業させてはならない。

② 旅館・飲食店その他の宿泊施設、療養施設ならびに市場取引にあつては年少者の就業を認める。その他演奏・演劇その他の興行ならびに年少者が共働する場合に限り、ラジオ・テレビの直接放送には年少者の就業を認める(以下略)。

③ 公益上緊急事由に基づく場合または当該企業について重大な損害を生ずるおそれがあり、かつこれを防止すべき手段が他にない場合、監督官庁は一歴年を通じ六日曜日(但し三日曜日以上連続してはならない)に限り、十六歳以上の年少者の就業を許可することができる。

④ 第二項、第三項に基き日曜・祝祭日に就業させられた年少者については、その就業が四時間以内の場合には、前後の六労働日のうちの二労働日は午後二時より、就業が四時間を超える場合は全一日を休業させなければならない(以下略)。

第十九条(休暇) ①使用者は、年少者が三か月以上継続して就業した場合、各歴年に年少者が休暇をとらなかつたとき受取る報酬を前払して休暇を与えなければならない。休暇手当は、休暇の開始前に支払わなければならない。現物給の代りに休暇期にはこれに相当する補償金を与えなければならない。

② 休暇は、最低二十四労働日、鉱内に就業する年少者は二十八労働日を与えなければならない。年少者が休暇年内の就業が六か月未満である場合は、完全就業した各月に右の日数の十二分の一の休暇を与えなければならない(以下略)。

⑤ 年少者は休暇中にその目的に反する賃労働を行なつてはならない。

⑥ 就業が終了したため、休暇の全部または一部を与えることができなくなつた場合にはこれを補償しなければならない。年少者が自己の過失により即時解雇を正当ならしめる理由によつて解雇された場合、または年少者が正当な理由なく期限前に雇用関係を解除した場合には、これを適用しない。

第二十条(緊急の場合の除外) ①第十条及び第十四条乃至第十八条は、緊急の場合において一時的に直ちに実施しなければならない作業には、成人雇用者を使用できない場合に限りこれを適用しない。使用者は、かかる作業の着手について遅滞なく監督官庁に届出なければならない。

定(在時間外割増賃金についての規定)によつてこれを補償しなければならない。

第二十三条(家内年少労働者) 家内労働法(一九五一年三月二十四日)第二条第一項にいう家内労働者たる年少者の休暇については以下を適用する。

一 委任者は年少者に歴年毎に有給休暇を与えなければならない。

三 休暇は年間に二十四日与えなければならない。会計年度内に年少者が委任者により就業させられなかった場合には休暇を与えることを要しない(以下略)。

五 休暇中においては、年少者に労働させてはならない。

第二十四条(家事労働者の労働時間の限度) ①年少者の労働時間は一日について八時間三十分、一週について四十八時間を超えてはならない。

第二十五条(家事労働者の休憩時間) 労働時間が四時間半を超える場合は、年少者に一回以上の適当な休憩時間を与えなければならない。休憩時間については、第十四条第一項第二段乃至第四段の規定を適用する。

第二十六条(家事労働者の半休) 毎週予め定められた一労働日の午後三時以降は年少者を労働から解放しなければならない。この休息時間は可能な限り土曜日に与えなければならない。

第二十七条(家事労働者の日曜日の休

思) ①使用者の世帯の成員となつていない年少者は、日曜・法定祝祭日に就業させてはならない。

② 世帯の成員である年少者は、継続した作業に限り、三時間まで、かつ、午後二時までに限り就業させることができる(以下略)。

第三十条(農業の労働時間の限度) 年少者の労働時間は、十一月十五日より四月十四日までは一日に八時間、継続二週間に八十四時間、その他の期間においては、一日について九時間、継続二週間に九十六時間を超えてはならない。

第三十一条(農業の夜間休息) ①一日の労働が終了した後年少者に少なくとも十一時間の継続休息時間を与えなければならぬ。

② 休息時間には午後九時より午前六時までの間を必ず含まなければならぬ。但し年少者が搾乳者であるときは午後八時より午前五時までを含む場合は差支えない。

第三十二条(農業の日曜前の早仕舞) 土曜日及び十二月二十四日・三十一日には、午後四時以降に年少者を就業させてはならない。午後二時より午後四時までの間には、やむを得ず処理しなければならぬ作業に限り就業させることができる。

第三十三条(農業の日曜日の休息) 日曜日・法定祝祭日には、やむを得ず処理

しなければならない作業に限り三時間まで年少者を就業させることができる。各第二日曜日には休業させなければならない。

第三十七条(危険作業) ①年少者の具体的能力を超え、または年少者を道徳的危険に曝す如き作業に就業させることを禁止する。

第三十八条(請負作業及び流れ作業) ①児童及び年少者を次の各号の作業に就業させることは禁止する。

一 請負作業及びその他作業速度を高めることによって、より高い報酬が得られる如き作業。

二 規則的な作業速度による流れ作業。

② 監督官庁は、作業の性質または作業速度が年少者の健康または身体的精神的發育を阻害するおそれがないと認められる場合には、十六歳以上の年少者について第一項の規定の例外を許可することができる。

第四十条(健康及び労働力保護のための配慮) ①児童及び年少者を雇用する者は、機械・作業用具・道具を含む事業場の整備保全を図り、また就業規則によつて児童及び年少者の生命・健康・風紀上の保護のために必要な予防手段及び措置を講じなければならない。

第四十一条(危害についての教育) ①児童及び年少者を雇用するものは、就業の開始前に就業に際して曝される災

害、健康上の危険ならびにこれらの危害の予防のための準備及び措置について教育しなければならない。雇用主

は、児童及び年少者が機械や危険な作業場での就業または初めて健康上有害な物質に接触する作業に就く前に、それらの作業に特有の危険ならびにかかる作業の遂行に必要な動作について教育しなければならない。

② この教育は適当な間隔において繰返さなければならない。

第四十五条(医師の検診) ①年少者は、次の場合にのみ就業させることができる。

一 当該年少者が最近十二か月間に医師による検診を受けている場合で、

二 当該年少者を就業させて差支えないとの医師の診断書の提出があった場合。

② 使用者は、就業して一年経過する前に年少者を追診した医師の診断書を提出しなければならない。

③ 年少者が年齢に相応した發育状態に劣るか、健康上虚弱ないし欠陥が明らかであるか、診察の際職務の遂行が当該年少者の健康發育上予断できないとの診察があった場合には、当該医師の追診を指示しなければならない。

④ 第一項の規定は、年少者の健康に危害のおそれがない軽易な労働を伴う些細な、または継続二か月未満の就業には適用しない。

第四十六条(検診の実施、診断書及び報告) ①医師の診察は、健康及び發育の

状態、身体的な素質に及ぶべきで、さらに追診には作業遂行に伴う年少者の健康及び發育のことも含まなければならない。

③ 医師は、年少者の親または後見人に検診の最終結果を報告しなければならない。医師は報告書に臨時追診の指示(第四十五条第三項)及びその作業に従事することにより年少者の健康を害するおそれありと評価した作業を記入しなければならない(以下略)。

第四十七条(診断書の保管) ①使用者は診断書を保管し、監督官庁並びに保険組合の要求に基き閲覧に供するためこれを提出または送付しなければならない(以下略)。

② 医師の診断書に、それに従事することによつて当該年少者の健康を害するおそれありと評価した作業(第四十六条第三項)に関する記載があった場合、監督官庁は医師と協議の上特に命令をもつて許可した場合を除き、当該作業に年少者を就業させてはならない。

(注) 条文は婦人少年局訳による。これらの規定をわが国の労働基準法の規定と比較してみたのが、次に掲げる表であるが、危険有害業務の就業制限等については、施行規則を入手していないので表より除外した。

西ドイツ年少労働者保護法と日本労働基準法との比較

			西 独 年 少 労 働 保 護 法		日 本 労 働 基 準 法	
			原 則	特 例	原 則	特 例
最低年齢			満14歳	演奏・演劇・ラジオ・テレビ・映画撮影について3歳以上。芸術的演技を伴う寄席・曲馬には6歳以上。農業の軽易な補助業務には12歳以上。	満15歳	非工業的事業で児童の健康福祉について有害でなく、労働が軽易なものは12歳以上。映画の製作、演劇には12歳未満。
労働時間	児童	1日	演奏・演劇・ラジオ・テレビ・映画については3時間。寄席・曲馬は2時間。		修学時間を通算1日7時間、1週42時間。	災害その他避けることのできない事由ある場合。 農林・水産の事業、監視断続労働従事者。
	年少者	1日	8時間	鉱業坑内の16歳以上9時間 農業労働者は暖期9時間 家事労働者は8時間30分	8時間	
	1週間	16歳未満 40時間 16歳以上 44時間	鉱業坑内の16歳以上47時間 家事労働者は48時間。 農業労働者は冬期2週に84時間 暖期に96時間	48時間		
休憩			労働時間4時間30分以上6時間のときは30分、6時間を超えるときは60分。	重大な事由あるとき。	労働時間が6時間を超えるときは45分。8時間を超えるときは60分。	
休日			日曜日、法定祝祭日の労働禁止。	旅館、飲食店、療養施設、市場、演奏、演劇、ラジオ・テレビの直接放送就業者及び緊急の場合。	週1回または4週4日	災害その他避けることのできない事由ある場合。農林・水産の事業。監視断続労働従事者。
休暇			24日 鉱内就業者は28日		6日～20日 20歳未満の職業訓練生は12日～20日	
深夜業の禁止	児童		午後10時以降。農業の12歳以上午後6時～午前8時。		12歳以上について 午後8時～午前5時	災害その他避けることのできない事由あるとき、農林・水産・保健衛生の事業及び電話交換の業務。 交替制による事業は午後10時30分まで就業を認める。交替制による16歳以上の男子。
	年少者		午後8時～午前6時	旅館・飲食店の16歳以上は午後10時まで。パン菓子製造業の16歳以上の男子は就業を認める。交替制の企業の16歳以上または演奏・演劇・ラジオ・テレビの直接放送、映画撮影では午後11時まで高熱作業では、暖季に午前5時から就業を認める。	午後10時～午前5時	
備考 児童：西独は14歳未満、日本は15歳未満とす。なお、西独においては、児童の就業時間・休憩・休日について監督官庁がこれを規制。						



婦人の更生に関する事例 調査結果の概要

この調査は、かつて売春婦であった婦人が、現在どのような生活をしているか、また、更生に際して、どのような問題に遭遇したか等の実情を事例的に把握したもので、調査対象者は、昭和三十一年一月以降調査の時期（三十二年七月）までの間に、全国の婦人少年室で取扱った売春問題相談の対象者及び三十二年に行なった売春問題実態調査の対象者である。以下調査の結果把握した対象者の状況、更生上の問題点を述べれば次のとおりである。

一、対象者の概要について

対象者の年齢は、二〇歳代が約七割で大半をしめ、他は三〇歳代、一〇歳代、四〇歳以上の順となっている。

また、学歴は、中学校程度が三七%で最も多く、ついで小学校程度三二%、高等小学校程度一四%となっており、中学までのものが約八割をしめている。一方、中学以上のもの（一九%）の内訳は旧高女程度の一〇%、高校程度三%、その他各種学校程度が六%となっている。なお、対象者のうちには、不就学、小中学校中退等義務教育未修了者が約一割を

しめていることは注目される。

結婚の状況については、対象者の約七割が既婚者で、そのうち七割は有夫者である。なお、有夫者の中では、内縁関係（二号、いわゆる同棲関係をも含む）にあるものが大部分で、正式に入籍しているものはわずかに三割である。

つぎに、売春経験年数をみると、売春生活一年以上の者が八割で、なかでも二年から三年のものが最も多い。ついで三年、四年、一年、二年、四年、五年の順になっている。

二、現在の生活状況について

対象者が、売春婦をやめて現在営んでいる生活形態は、結婚生活が四〇%で最も多く、ついで、職場生活三七%で、他は、家庭復帰、自営業の経営、施設に入寮の順になっている。結婚生活に入ったものについてその結婚相手を見ると、約六割は売春婦をしていた時のなじみ客で、他は更生後の就職先で知り合ったもの、職場の同僚や親戚、知人の世話によるものなどである。また、これらの結婚相手の職業は、工員・会社員・自動車運

転手・職人・商人の順になっており、他は、日雇・農漁業・料理人等あらゆる職種にわたっている。なお、わずか八名ではあるが無職者のいることは注目される。

結婚の形態については、内縁関係のものが多く、現在の結婚生活に不安定なものを感しているが、こうした不安定な状態の中にも完全な更生をまたげる危険な問題がひそんでいるように、見受けられる。

職場生活を営んでいるものの、就職先をみると、料理屋女中・女給・工員が多々、他もほとんどがサービス関係の職業である。

自分で事業を営んでいるものでは、その約半数が小料理店を開業しており、他は、酒場・お好み焼屋・文房具店・屋台等である。こうした現在の更生生活に対して、不満をもっているものが約三割あるが、大体満足しており、一応落着いたとみてよいであろう。なお、不満の理由は、経済生活の不安定に起因するものが多いが、なかには人間関係の不和、内縁関係の不安定等更正上のなやみを訴えているものもある。

三、更生生活の経緯について

売春婦をやめて、現在の生活に入るまでの経路をみると、更生当初の生活を続けていたものは約四割で、次の六割は、何回か生活を変えており、全体的にみて

生活に対する定着性は低い。移動の理由は就職に起因するものが多く、働かなければ食べていけないため、家に帰っても本人のいる場所がないなどがあげられている。この他、転職したもの、なかでは、給料が少なく、職場の同僚との不和、前歴が知れて居づらくなった。就職先で売春婦と同じようなことをすすめるため等の理由があげられており、家へ帰るために生活を変えた者のなかでは、就職したのが病弱である、仕事がつらくてやめた、解雇された、結婚に失敗した等の理由があげられている。

次に、「現在困っている問題はないか」の質問に対して「あり」と答えたものの五割強をしめている。困っている問題点としては、経済的な不安定を訴えているものが最も多く、ついで健康がすぐれない、働き口がない、夫の職業が不安定、前歴が知れないかと心配、商売をしたくても資金がない等、多種多様であるが、なかには、更生後も、元の業者から前借金返済をせめられる、移動証明がとれない、家族からお金を無心される等が出されており、こうしたところにも完全更生の困難さがひそんでいる。

○第一回全国地域婦人大会の開催

全国地婦連では、三月十八日（土）午前十時から東京虎ノ門の社会事業ホールで標記大会を開催して、戦後十余年の活動の反省と今後の活動を協議する。

婦人に関する国際ニュース

「国連婦人の地位委員会発行」婦人の地位に関するニュースレター」
第二十二号—一九六一年二月より—

国際条約

婦人の地位に係るある国際条約の批准状況は次のとおりである。

○婦人の政治的権利に関する条約

一九六一年一月十五日現在、この条約の署名は四二か国、批准または加入国は三四か国である。最近一年間に新たな加入はなかった。

○結婚婦人の国籍に関する条約

一九六一年一月十五日現在までに、この条約は二五か国が署名し、二四か国が批准または加入した。最近六か月の間にルーマニアが新たに加入した。

○男女同一賃金に関する条約

一九六一年一月十五日現在、ILO条約第百号の批准国は三三か国である。

○差別待遇（雇用と職業）に関する条約

一九六一年一月十五日現在ILO条約第一一一号の批准国は一三か国である。最近六か月の間に、ガテマラ、ギニア、フィリッピン、の三か国が批准に加わった。

婦人の地位に係るある国内法

○オーストリア

一九六〇年二月十七日制定、同年七月一日実施となった連邦法によって、養子法が改正された。新しい法律によると、独身の宣誓を行なったもの、または子どもの財産の管理者に指定されたものは、

子どもを養子とすることができない。養父と養母が夫婦である場合に限り、二人の養親による養子縁組が許される。養子縁組は契約書によっておこなわれ、裁判所の許可を要し、裁判所の許可をうるには、法律に定められた特定のものの承認が必要となっている。養子縁組の効果としては、養子縁組によって、養親とその嫡出の直系卑属、養子とその嫡出の直系卑属（但し未成年者の場合）の間に、同一の権利を生ずる。また、養子と実父母の血縁関係から生ずる相互扶養の義務は、養子縁組が行なわれた後も、効力を失わない。（但し、養子縁組によって生じた扶養の義務がこれに優先する）同様、相続権もこのままである。ただし、養子の財産にかかる相続については、養親は実親に対して優先権をもつ。養子は特別の場合のほかは養親の姓を名のらない。養子縁組の取消については、次の場合に、裁判所が取消しを行なう。（一）契約が行なわれた当時、契約の当事者が法律上の能力に欠けていた場合。（二）二人以上のものが養親となつて縁組が行なわれた場合。（三）養父もしくは養母の姓を名のることを唯一の、または主たる目的として縁組が行なわれた場合。四）不法な性的関係を隠すための擬装として縁組が行なわれた場合。また次の場合には、裁

判所が養子縁組の無効を宣告する。（一）当事者の一人の承諾が誤りであったか、ないしはきょう迫によってそのものの承諾がえられた場合。（二）養父母の婚姻の解消の場合。（三）養親の死後において、無効処分が養子の利益になる場合。四）両当事者から養子縁組無効処分の申請があった場合。また、養子となつたものの福祉が著しく阻害された場合、裁判所は養子縁組の無効を宣告することができる。

被扶養権に関する一九六〇年二月十七日制定、同年四月一日施行の連邦法は、

扶養の義務を怠つたものに対し、その結果の重大性により、懲役刑をもって、処罰しうるとしている。さらに同法によれば、扶養をうくべきものは一定の第三者に対し補償を請求し、相当額の支払をうける権利を与えられている。

○イタリア

イタリアでは、一九五九年十二月七日制定の法令第一〇八三号によって、婦人警官隊が設置された。これは地方的な組織として、婦人警官の部隊を警察署に配属させるものであり、婦人警官の任務は次のようなものである。

一、婦人もしくは十八歳以下のものの犯罪、及びこれらのものに対する犯罪に

ついての捜査その他の職務

二、公序良俗に反する犯罪、家族に対する犯罪、および婦人と青少年の雇用条件に関する違反行為の防止と摘発

三、公安上もしくは刑事上の処分を課せ

ない。また効力のない結婚が登録によ

つて行なわれた場合、また次の場合には、裁

判所が養子縁組の無効を宣告する。（一）当

事者の一人の承諾が誤りであったか、な

いしはきょう迫によってそのものの承諾

がえられた場合。（二）養父母の婚姻の解

消の場合。（三）養親の死後において、無効

処分が養子の利益になる場合。四）両当事

者から養子縁組無効処分の申請があった

場合。また、養子となつたものの福祉が

著しく阻害された場合、裁判所は養子縁

組の無効を宣告することができる。

られたことのある婦人と青少年の保護と監察

婦人警官隊は警部と巡査（いずれも刑

事）によって構成される。隊員が結婚す

るときは内務大臣の許可を要し、許可は、

夫となるべきもの及びその家族の道徳面

についての人物査定の結果によって下さ

れる。退職年金および賜暇の条件につい

ては、他の国家公務員に適用される規則

とは別の、特別の規則が定められてい

る。

○ウガンダ

ウガンダではこれまでヒンズー人の結婚や離婚を規制する法規がなかったが、最近「ヒンズー婚姻および離婚法」が制定された。

この法律でいうヒンズーとは、すべて

のインド教信者、仏教徒であるインド

人、ジャイナ教徒及びシーク教徒を意味

する（第二章）。結婚当事者の何れかの

側の慣習にしたがった儀式の方式によつ

て行なうことができる。男子は十八歳女

子は十六歳に達すれば、この法律のもと

づく婚姻を行なうことができる。女子が

十八歳以下の場合には、結婚後見人の許可

が必要である（第三章(c)及び(d)）。結婚後

見人の役をつとめることのできる血族の

範囲が、第四章に示されている。この法

律の実施責任者は、婚姻登録の手續に関

する規則を作らねばならない。但し、登

録を行なわなくとも結婚の効力に影響は

ない。また効力のない結婚が登録によ

て有効となることもない(第六章)。この法律実施後の婚姻において、もし当事者の一方がすでに他のものと結婚しており、その結婚がなお有効であるときは、その婚姻は無効となる(第七章(1))。

婚姻の解消に関して、この法律は、この法律の施行前に行なわれた結婚であっても、施行後に行なわれた結婚であっても、その解消はいかなる場合も、この法令の規定にしたがわねばならないことを定めている。この法令によれば、法施行前の結婚について、妻は、(1)夫が結婚当時すでに結婚していたことを理由として、または(2)法施行以前に夫がさらに他の相手と結婚しており、離婚申請提出時において、その相手方が生存しているという理由によって、離婚を請求することができ(第九章(2)(b))。しかし法施行以前に行なわれた結婚の当事者の一方が「結婚当時当事者の一方の先夫または先妻が生存しており、既に夫または妻となっていたものとの結婚が強制的に行なわれた」ことを理由に、婚姻の取消しを請求することはできない(第九章(3)(b))。

○英国

婚姻関係手続(治安裁判所)法が一九六〇年七月二十七日に施行された。これは治安裁判所における婚姻関係手続に関する一定の規則を改正または強化するための法令であり、婚姻関係以外にも治安裁判所が下しうる扶養料支払命令について、その過当たり最高額に婚姻関係手続

の場合と同様の改正を行なおうとするものである。

第一章は婚姻継続中において配偶者の一方が他方に対して治安裁判所の命令を請求しうる事由を列挙している。第二章は命令の内容を規定している。第三章は

ソ連邦における婦人の活用

一九五六年—一九五九年

最近ソビエト連邦で出版された統計便覧(注1)によると、この国では、婦人達は主要な専門職や、技能的職業の多くを占めているとのことである。

この便覧は、他の筋の統計が示した、過去数年間の婦人の雇用の傾向について確認している。

例をあげれば、一九五六年における婦人の雇用についての統計資料は、一九五八年に、モスクワにおいてもまた出版されている(注2)。

一九五六年における全賃金労働者及び俸給職員中における婦人の割合は第一表のとおりである。第二表は、同年における中等教育または職業教育を受けた婦人達の各専門分野における割合を示している。大学教育又は各専門分野におけるそれと同程度の教育を受けた専門家のなかの婦人の割合は第三表に示されている。

全賃金労働者及び俸給職員の数五四六〇万人(注3)のうち二五六〇万人つまり四七%が婦人である。このなかには家族とともに全人口の四一%をしめる(一九五

子供の保護または監督のための命令に関する補助規定である。第四章は子供に關して裁判所に特別の権限と義務が与えられることを規定している。なおこの法令はスコットランドと北部アイルランドには適用しない。

五年) 集団農場の農夫や協同組合の従業員は含まれていない。集団農場における全労働力についていえば、婦人は一九五八年においては、五八%を占めている。

最近出版された統計便覧によると、一九五七年には四五〇万人の婦人がソビエト経済の責任ある地位を占めている。これは、このような地位の半数である。工業における主要な地位の三〇%は婦人により支えられている。集団農場の指導者については、二〇%しか婦人は占めていないけれども、農場のエキスパートの四〇%は婦人である。

一九五九年においては、婦人は、経済に關する高等教育を受けた専門家中の六〇%を構成している。彼女達は科学研究機関の主要なポストの半数以上を占めている。ソ連中の科学者の三分の一は婦人である。すなわち、一九五九年には、一一、〇〇〇人の婦人の科学者がおり、そのうち、七、〇〇〇人は大学教授である。小学校や中学校においては、教師の七〇%が婦人であり、医師全部のうちの七五

第1表 賃金労働者及び俸給職員中の婦人の割合 (1956年)

分野	婦人の割合
製造業	45%
建設	31
運輸(国営農場)	24
通信	33
商業	65
衛生	85
教育	67
行政	50
全分野	45

第2表 職業又は専門分野における婦人の割合 (1956年)

専門分野	婦人の割合
技術	39%
統計	40
立案	77
法律	30
医療	91
教育	79
全分野	66

第3表 大学又はそれと同等の教育を受けた婦人の専門職における割合

専門職	婦人の割合
教師	28%
学者	39
統計学者	54
法律家	32
医家	75
その他	66
全専門職	53

%が婦人である。

(注1)「ソ連邦における婦人」一九六〇(注2)「事実と数字によるソ連邦国力の四〇年」一九五八(注3)この統計の詳しい分析は「労働統計年鑑」一九五九 I・L・O・記載

I・L・O資料「Industry and Labour」VOL. XXIV, No. 31 AUGUST 1960 より

婦人界のうごき

(昭和三五年二月一日)
(昭和三六年一月三十一日)

(二月)

一三日 文部省では、全国婦人

団体幹部研究集会を三日間にわたり、

東京の文化服装学院において開催し

た。この集会は婦人団体活動を一層活

発化する目的をもって開催されたもの

で、各都道府県婦人団体関係者のほか、

全国組織をもつ中央婦人団体関係者

(全地婦連・主婦連・友の会・婦人有

権者同盟・農協婦など一〇団体) 約一

二〇名が参加し、各婦人団体の活動状

況報告及び「婦人団体の基礎的活動を

どのように考えたらよいか」「婦人団

体の指導者養成にどのような工夫を加

えているか」の二テーマについて分科

会で討議を行なった。

四名は都庁に東知事を訪ね、①報酬引

上げについて都民の意見を聞く機関を

作ると言明したが、その後の措置につ

いて、②都議報酬引上げについて学識

経験者に対して行なったアンケートを

公表せよなどの公開質問状を手渡し、

都議会議員、各派幹事長などにお手盛

り報酬引上げ絶対反対を申し入れた。

二二日 売春対策国民協議会では、売春

対策予算の増額に関する要望書を政府

に提出した。

二三日 主婦連の春野副会長ら代表八名

は、首相官邸で細谷官房副長官に面

会、「公共料金の引上げ反対、公職選

挙法の改正、国会議員等の歳費増額の

再考」などを陳情した。

(昭和三六年一月)

六日 一月七日から一九日まで、オース

トラリアのキャンベラで開催される第

九回汎太平洋東南アジア婦人会議に出

席するため藤田たき氏を団長とする日

本代表団の一行一二名が出発した。同

会議の話し合いは、「変革しつつある

世界における婦人の教育」というテー

マで行なわれた。

九日 全国消費者団体連絡会では、生協

連・総評・主婦連・婦人民主クラブな

ど加盟各団体の代表を集めて拡大幹事

会をひらき、国鉄運賃・郵便・電気な

どの公共料金値上げに対する当面の行

動方針を協議した結果、中小企業・労

組・婦人団体など、消団連に加盟して

いない団体にも呼びかけて、全国的に

幅広い公共料金引上げ反対運動をすす

めることを決定した。

一〇日 東京都社会福祉協議会では社会

福祉施設関係職員の待遇改善のため、

社会福祉施設職員給与引上げの国家予

算獲得全国総決起大会を都社会福祉会

館ホールで開催、都内保育所の保母、

施設職員、地方代表など約六〇〇人が

参加、一五％給与引上げを決議し、大

蔵省、厚生省、衆参両院に陳情した。

一〇日 一四日から二三日まで、カイロ

において開催される第一回アジア・ア

フリカ婦人会議に出席する日本婦人代

表団の一行(田中寿美子氏・山本まき

子氏ら九名)が一〇日出発した。この

会議はソ連・中共・インドなど約三〇

のアジア・アフリカ諸国が参加して①

男女の教育、マスコミの問題、②地域

社会や家庭で婦人はどんな役割を果た

したらよいか、③経済面における男女

の不平等の問題などが話し合われる。

一九、二〇日 「二〇周年記念第六回農

協婦人大会」が全国農協婦人組織協議

会の主催により東京で開催され、全国

から約一三〇〇名の代表が参加した。

この大会は「一人一人のゆたかな体験

を組織に結集して暮らしを高めよう」

のスローガンのもとに、一九日は「み

んなの力で暮らしをよくするには一箇

人の確立と協同活動」をテーマとし

てグループ別の話し合いを行ない、二

二日の本大会では、さらにこの報告を

中心に話し合いが行なわれた。

二二日 国際婦連十五周年記念拡大評

議会(昨年十一月於ワルシャワ)に出

席した参議院議員高田なほ子氏、婦団

連会長榎田ふき氏等の報告会が婦団連

主催で芝の児童会館で開催された。

二三日 全国消費者団体連絡会を中心

に、地婦連、婦団連、中央農業会議な

どの団体が参加して一月一七日結成さ

れた公共料金等物価値上げ反対懇談

会」では、二三日、第一回の研究集会

を開催し、物価値上げ反対運動を全国

的に盛りあげ、国会に消費者の声を反

映させることなどの方針をきめた。

二四日 婦人有権者同盟・地婦連・主婦

連・理想選挙普及会・日青協など十二

団体の代表は、公明選挙の推進につい

て話し合った結果、政府に対し「選挙

制度審議会を早急に設置し、審議会は

婦人団体・青年団体を加えて構成し、国

会議員は除くこと。公明選挙実現のた

めの法改正案の今国会における上程」

等について要望することをきめ、二六

日、安井自治大臣に要望書を手交した。

三〇、三一日 第三回新生活と貯蓄全国

婦人の集いが、貯蓄増強中央委員会と

新生活運動協会の主催で九段会館で開

催され、地婦連・主婦連・全米協・農協

婦・漁協婦の各団体から三〇〇名の代

表が参加して、「生活をよくするため

に」のテーマで話し合いを行なった。

働く婦人が知っておきたい法律問題⑧

休日と「休日の振替」について

日々の労働による労働力の消耗を回復して、いわゆる労働の再生産を可能ならしめるためには、一日の労働時間を一定の範囲内に制限するとともに、定期的に労働から解放することが必要です。休日の問題は、労働時間とともに、世界各国の労働立法においても古くから問題になっており、殊にキリスト教国では、日曜日を安息日として作業を休むのが古くからの習慣となっています。

わが国においても、戦前から工場法等で女子年少者に対して休日に関する法律上の保護措置がはかられておりましたが、労働基準法は第三十五条で休日に関して「使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。前項の規定は、四週間を通じて四日以上休日を与える使用者については適用しない」と規定しています。

休日というのは、労働契約において、労働義務から解放された日のことであって、通常は一層すなわち午前零時から午後十二時までの二十四時間を、例外的に二層目にまたがる継続した二十四時間を休日として与えられますが、この日には、労働者は使用者から特別の要請がない限り職場をはなれても制裁を受けることなく、また使用者も労働者に対し賃

務不履行の責任を追求することはできないのです。

使用者は、この

ような休日を毎週少なくとも一回与えるか、四週間を通じて四日以上労働者で与えなければなりません。また、「国民の祝日に関する法律」では、国民の祝日には、全国民がこぞで祝い、感謝し、または記念するために休ませるべきであると定めている例もあり、実際には、各会社事業場では、それぞれの就業規則等の定めるところに従って、週一回の休日のほかには会社の創立記念日、メーデー、国民の祝日、地方特等のお祭り、年末年始等を休日としているところが多いでしょう。国民的な慣習として、これらの日に仕事を休むのは、当然のことでもあるし、休日は多い方が労働者のためにも望ましいことはわかり切った話です。

ただし、使用者が法律上義務を負っているのは、「週一回、もしくは、四週間を通じて四日以上の日」のことであって、この場合に、年末年始、国民の祝日等に業務の都合で労働をさせても、週一回の休日を与えている限り、法律上の義務違反に問われることはありません。また、女子と年少者には災害の場合以外は、休日労働が禁止されておりますが、この場合の休日労働も、「週一回の休日

休日を与え方については、休憩時間のように「せらば」を与えること、あるいは、日曜日・月曜日を休日と指定することは法律上要求されてはおりませんから、例

えば、会社の就業規則では、休日は一週に一回与えること規定して、使用者がその都度与えるという方法を採用しても違法とは言えません。しかし、労働者保護という観点からは、休日は特定されるのが望ましいのであって、労働者の解釈でも、休日と特定することは法の趣旨に合致するものであるから、就業規則ではできるだけ特定させるようにすべきであるといえます。

それでは、このようにして、休日と指定された特定の日——例えば、日曜日——にどうしても業務の都合で労働をさせなければならない場合にはどうすればよいでしょう。男子の場合には、労使の協定（三六協定）をし、これを行政官庁に届け出せば休日労働は許されているので、事後に代休日を与えれば、それで事は片附きます。しかし、女

子と年少者については、休日労働が禁止されていますから、そういうわけにはいかず、何か別の方法が必要で、このように必要をみたすために考えられたものが「休日の振替」という制度です。休日の振替というのは、代休と違って休日と指定された日を労働日とする代りにあらかじめ他の労働日を休日としてうめ合わせをすることです。本来労働義務のない

休日と、使用者の都合によって勝手に他の日に変更することは好ましくないことでは

ありませんが、労働契約・就業規則の定めに従って、または労働契約の内容が何によって、使用者の都合によって、休日と他の日に振り替えることも可能であって、休日もその限りでは相対的な意味を有するにすぎません。

労働者の解釈で、休日を他日曜日とする場合において、当日勤務の必要がある場合は、他の日と振り替えることができない。就業規則等に定めをすること、あるいは、屋外労働者について、休日を一定の日にするが、雨天の場合は、休日をその日に変更することも差し支えないものとしているのも、同じ趣旨からです。

しかし、前にも述べたように、本来労働義務を負担しない日に労働させるので、すなわち、休日の振替は、その休日の到来する前に行なわれなければならないと

★本誌に御寄稿の方々にあわび

各地の婦人少年室や協会の方々から本誌にいろいろ御寄稿いただいたりしておりますが、二、三月号は特に記事が多かったため、心なやまず掲載が延期しているものがありますので、おわびいたします。皆様の御協力を感謝しておりますが、版面が少ないうえ、意に添わないことも御了承さして、次号をお待ちくださるようお願いいたします。

(編集局)

女子の就業者数と完全失業者数 (1960年10月)

一人一か月平均現金給与総額

産業別	女子	男子	男女計	中	女子雇用率	女子の前年同月との比較
数	万人	万人	万人	%	%	万人
総数	1,931	2,708	41.6			+ 26
自営業者	299	825	26.6			+ 20
家族従業者	940	362	72.2			- 54
雇用者	691	1,521	31.2	100.0		+ 64
農業	22	33	40.7	3.2		- 6
林業	*	3	11.5	0.4		± 0
漁業	*	5	10.6	0.7		+ 1
水産		27	16.1	3.9		+ 1
畜産		246	31.6	35.6		+ 32
製造業		162	39.9	23.4		+ 18
建設業		31	13.3	4.5		+ 4
卸売、小売、金融、保険、不動産、運輸、通信、電気、ガス、水道業		178	47.6	25.8		+ 11
サービス業		20	15.9	2.9		+ 7
完全失業者	12	16	42.9			- 6

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
数	円	円	%
総数	10,726	24,467	43.8
鉱業	9,942	24,124	41.2
建設業	9,092	19,921	45.6
製造業	9,427	23,832	39.6
卸売業	11,962	25,635	46.7
小売業	16,178	32,581	49.7
金融業	11,729	27,740	42.3
不動産業	14,683	25,750	57.0
運輸通信業	17,358	30,333	57.2
電気、ガス、水道業			

「註」1) *印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数に乗じたものの万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総理府統計局労働力調査 —

— 労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査 —

婦人少年局ニュース

○婦人労働懇談会開催

婦人少年局(婦人労働課)では二月九日午後、大手町ビル日通会議室で標記の懇談会を、総評・全労・中立系等十五労働組合が参加、谷野婦人少年局長、大羽婦人労働課長が出席して開催、職場および組織において当面する婦人の問題を中心に懇談した。

○第十三回婦人週間についての新聞発表

婦人少年局長は一月三十日正午、労働省記者クラブにおいて、第十三回婦人週間ならびに同週間における中央行事である第九回全国婦人会議について新聞発表を行なった。なお婦人少年局長は同日のNHK婦人の時間に本週間についての放送を行なった。

○第十三回婦人週間についての懇談会の開催

婦人少年局(婦人課)では二月七、八の両日にわたって、関係官公庁広報担当官及び婦人団体・労組等の代表者を招き第十三回婦人週間の趣旨その他について説明を行なうとともに、これに対する意見を求めた。出席者は官公庁関係は約十五名、婦人団体・労組関係は約二十名であった。

○谷野局長婦人の地位委員会へ出席

谷野婦人少年局長は、ジュネーブにおいて三月十三日から三十日まで開かれる第十五回婦人の地位委員会に日本政府代表として出席のため、三月十日空路出発した。

二こらんになりましたか二

(婦人課関係)

○生活時間の自主的な設計のために

— 第八回全国婦人会議記録 —

(一般資料No.49)

○婦人関係資料集報第十二号

— 婦人関係資料シリーズ —

(統計資料No.16)

(婦人労働課関係)

○Status of Women Workers in Japan 1959.

1959.

○男女同一賃金問題関係資料集

— 婦人労働資料第八〇号 —

昭和三十六年三月一日 印刷
昭和三十六年三月五日 発行

婦人と年少者 第九巻第三号

通巻八十八号

定価 五十円 千四円

編集人 久米 愛

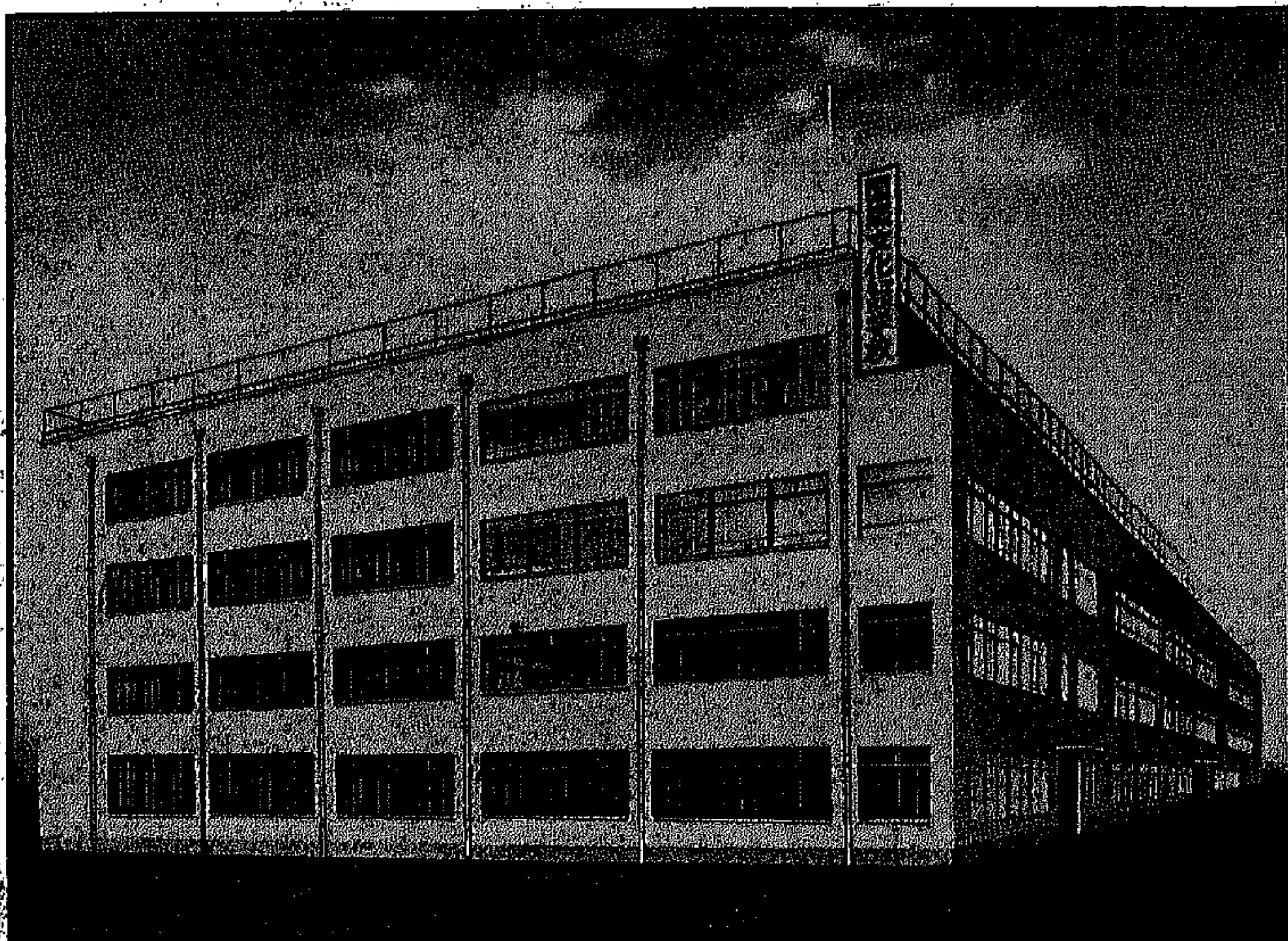
発行人 平林たい子

印刷人 網野 栄

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一

発行所 婦人少年協会

電話九段(33)九五九七
振替口座東京一〇七九一四八七



生徒募集・願書受付中

定員	昼間部	700名	入学期	昼間部	4月・10月
	夜間部	700名		夜間部	4月・10月
	通信部	1,400名		通信部	10月

厚生大臣指定

国際文化理容美容学校

第二国際文化理容美容学校

校長 武市素以子

東京都渋谷区円山町82 電(461)-1447・4292
 (第二) 東京都北多摩郡国分寺駅前(南口) 電 2 番